

近世の郷土

秋田地方における近世は、藩主佐竹義宣の移封をもって始まる。それまでの領主秋田実季の居城湊城に、義宣が入ったのは慶長七（一六〇二）年九月一七日である。秋田地方の大名領は、このときを前後して大きく変動する。それまでの領主が、すべて転封され、あるいは改易されたからである。その後、佐竹義宣などが移ってきたのである。このような激しい変動は、慶長五（一六〇〇）年九月の「関ヶ原の戦い」が直接の原因になっている。

左遷と思われる佐竹氏の移封によって、秋田地方はこの一年後開幕される江戸幕府の「幕藩体制」に組み込まれる。佐竹氏による支配は、明治時代という新しい政治体制が始まるまで約三世にわたって続くのである。

郷土の近世をさぐる場合、特に近世前半をわれわれに語ってくれる史料は、中世と同様ほとんどみあたらない。後期から末期になると、いわゆる地方文書が村の旧家に発見されるが、それも近年は家屋の新改築が進み、そのたびに廃棄されたりして、急速に失われつつある。したがって、この時代の史料もごく限られたものになってしまっている。

また、この地方では過去の災害によって相当の史料が失われてもいるから、近世の郷土の歴史を明らかにしようとする場合、やはり史料不足が隘路あいろとなっている。

近世（江戸時代）は、幕藩体制という封建制の下で政治的には非常に安定した時代で、ひと口に「天下泰平」ということばで呼ばれている。そのことばは、支配するものの側から見た場合の象徴的なことばであり、支配される大部分の農民の立場からすると、この時代はどのように受けとめられていただろうか。

過重な年貢、しばしば襲ってくる凶作、固定した土農工商の階級と統制、破綻に向う「米づかい」の経済など、どれひとつとっても百姓たちにとっては苛酷なものであった。この苛酷な時代を、人々はどんな考えをもち、どんなくらしをしていたのだろうか。近年の郷土を、封建制の中での人々のくらしを中心にしてみていきたい。

## 秋田藩政はじまる

### 秋田実季転封

「太閤検地」によって、全国各地の大名は土地領有権を豊臣政権に安堵あんぞされた。それまで各地で抗争をくり広げていた大名間の問題もなくなった。しかし十年余りの後、もう一度全国的な、しかも厳しい再編成が行われる。「関ヶ原の戦い」を経て徳川家康が、新しい政権をつくったからである。

これは、全国の大名を関ヶ原の戦いに対する対応の仕方とその評価をもとにした、厳しい再編成であった。かつて天下人になると思った信長に近づき、次に秀吉に誼よじみを通じてように、「関ヶ原」以前から、さらにまた家康に誼よじみを通じて、用心をつくしたつもりであった実季は、ただ驚くばかりの国替えであった。領地広大な秋田に比べ、慶長七（一六〇二）年移ることになった宍戸は狭い土地であったばかりでなく、日本海沿岸の重要港土崎湊に居城をおいていた秋田氏にとっては、暗い気持ちにならざるを得なかった。

しかし宍戸転封は、関ヶ原の戦いに対する秋田氏の対応への、徳川家康の厳しい評価の結果であった。

### 佐竹氏秋田に移る

佐竹義宣も厳しく処罰された大名の一人であった。義宣は七年五月八日に移封の命令を伏見で受け取った。七月に家康の朱印状を受け取るが、それには「出羽国の内、秋田・仙北両所を進め置き候。全く御知行有る可候なり」とあるだけで、石高が示されていなかった。それまでの石高は、常陸国五万五千石である。新領地の石高が示されたのは、これから一〇年後で、一八万五千石であった。二〇万石に決定されたのは、実に六〇年以上たった寛文四（一六六四）年のことであった。いずれにしろ、それまでとは半分以上の大減封であり、さらに辺境の国への転封という苛酷な処罰であった。

前述の通り、常陸国から佐竹氏が移されたのと入れ違いに、秋田地方の諸大名は常陸国に移封された。郷土地方の大名であった秋田実季は、六戸五万五千石に移った。これはわずかに加増された形にはなっているが、それまで二万六千石余の秀吉蔵入地の代官を兼ねていたことからみると、石高は半分で決して有利な転出ではなかった。この後、さらに実季は奥州三春に移されるが、寛永七（一六三〇）年伊勢国朝熊あさまに配流されて、その地で八四歳といわれる生涯を閉じる。いつまでも戦国大名の武骨で直情であった実季の行動を、幕府が疑ったための処分といわれている。

### 秋田藩の成立

秋田地方の新しい領主となった佐竹氏は、新羅三郎義光に発する源氏の名族である。一二世紀中葉に常陸国久慈郡佐竹郷に入り、間もなく「佐竹氏」を名乗るようになったという。鎌倉時代のはじめ大豪族に成長し、足利幕府のもとで常陸国守護に任ぜられている。その後、常州ばかりでなく、関東中央部から奥州南部にまで勢力を広げたこともあり、東国での戦国大名として名が高かった。

関東の東北部にあつて、江戸をおさえる位置にある佐竹氏は、家康にとつて心安からぬ存在であった。関ヶ原の戦いの際の佐竹氏の動向は、天下人となった家康にとつて絶好の口実となった。しかし、そうした口実を与えなくても、徳川氏による幕藩体制の確立のためには転封される運命にあつたであろう。このときの処分は、改易寸前ともとれる佐竹氏にとつて厳しいものであつた。

三二歳の義宣は国元に帰らず、留守のまま七月中旬また完成していない水戸城をあげわたした。伏見から江戸に着き、その後直接秋田に向かい、湊城に入ったのは、北国の秋たけなわのころである。一面の黄金の穂波が新領主を迎え、秋田藩はこのときに成立したのである。この入国より三月前の六月に、義宣は次のような制書を与えている。

一、秋田では、領民に不心得のないように申しつけるために、在々におき見（掟）の制札をたてること。在々の所務（租税・諸役）は課さず、自分下向までは、在来どおりたるべきことを触れておくこと。

二、先に引越したものは、明屋であつても侍屋敷に入らず、自分下向までは町屋に滞在すること。追つて屋敷割を行なう。

三、右の者たちが仕置のために町方や在々を廻つても、酒樽、肴その他一切の礼物を受け取つてはならない。

四、（略）

五、（略）

六、兵糧米を秋田方から渡されたらうけ取り置き、申し出がなくても所望すること。

七、知行・物成を調査し、帳簿を作製すること。

八、秋田・仙北に検地が必要である。公儀（幕府）の検地があるかもしれないが、それでも別にやる必要があるから、不肖の者（身分の低い家臣）でも検地熟練の者は召連れること。

特に後三項は新領国を経営するためには、最低の必要事項であつた。この時点で、旧領主秋田氏の移転はほぼ終わっていたらしく、城受け取りの一切が完了したのは八月二日であつた。このころ、義宣は「掟」を発している。「在々の百姓等は今までの常陸とは替っている。だから懇切に検地をするようにしなければならぬ。どんな具合にするのかよく知らない者には、能く申し聞かせて、合点のいっただころで境目などを引くようにしなければならぬ」と説き、道路・河川等による村切（村境の確定）、小物成の取り立て、馬の飼料と掃除は百姓に申しつけてよいが、その他の非分の儀は申しつけてならないこと、仕置に従わず徒党をくんで反抗する百姓は成敗すべきこと、などを命じた。

秋田に移った義宣は、湊城に住み一部の家臣は領内各地に支城をおき分散駐屯させた。旧領主の数が多く複雑な入り組み方をしてきたところから、これをはつきりおさえる必要があつたためであろう。事実、入国直後から仙北や阿仁など各地に新政反対の一揆がおこり、次の年まで続いている。人心は動揺していたであろう。

五城目地域では、岡本城主安東兵部が佐竹氏の家臣になったことは、前に述べてある。馬場目城主一族の中で、秋田

氏の家臣となった馬場目勘十郎の名は、「秋田氏分限帳」中に「三六石六斗八升」として見えるが、「馬場目氏系図」には佐竹氏陪臣となった勝繁の名はあるが勘十郎の名は見えない。勝繁から続く系図は、玄蕃正勝時直系のように示されているが、この時代の事情と二〇〇年以上も経った文化三（一八〇六）年の作製であることから、信のおけないところがある。

秋田氏の本城であった土崎の湊城には入部した佐竹義宣が入り、父義重は仙北に入った。かつて秋田氏の居館であった霧山城は陣屋にされ、松山は佐竹氏の給人町となった。陣屋には佐竹氏一族の小場式部義成が入った。

小場義成は後大館に移り、県北の守備を世襲し佐竹氏を称するようになっていたが、馬場目氏系図には勝繁が慶長年中松山で義成の家臣となったと記録されている。勝繁は造酒または監物ともいい、四〇石の禄高で小場氏に仕えている。松山にはこの後の慶長一五（一六一〇）年多賀谷左兵衛宣家が入り、元和六（一六二〇）年四月本城を破却して茶臼山に陣屋を築いて、代々居館としている。

馬場目氏は小場氏に従って大館に移り、明治以降も大館にそのまま居住して旧家の一つにされていたが、昭和三〇（一九五五）年代に北海道函館に移ったという。

慶長八年五月には、義宣は早くもせまい湊城から移るために、久保田神明山に新城建設を始めている。城が完成して移ったのは、九年八月二五日である。この城は、石垣はほとんどなくて土塁で代え、天守の櫓もつくられなかった。これは、幕府の監視に対する自己保存的な政治的配慮であった。城は久保田城とも矢留城とも呼ばれ、城下の久保田は内町を武士の町、外町を町人の町とし、内町と外町の間には河川（旭川）を掘って堀の代わりとし、その境をはっきりとさせた。

そして町人町である外町の都市計画を進めている。城の東側は、仁別川・太平川と地名に長沼など「沼」の字がつく沼沢地で、天然の堀ともいえる地形であった。従って久保田の城下町にはならなかった。

### 藩政の基本的しくみ

大名は領地を將軍から与えられ、その領地から年貢を取り立てることのほか、立法・司法・行政・軍事警察などの権限を含む極めて強い土地と人間とに対する支配権を行使する。これを知行権とか領知権とかいう。この知行権を行使して、大名は領内を治め將軍に仕えていくために、多くの家臣をかかえ政治のしくみをつくった。秋田藩の場合、家臣を「番方」の組に編成して軍事体制を整えた。また「役方」として、家老のもとに財政をつかさどる勘定奉行、寺社の取りしまりにあたる寺社奉行、土木建築工事をつかさどる作事奉行、産業面を担当する銅山方・木山方・産物方などのいろいろな係があり、民政を担当する町奉行や郡奉行などの組織機構がある。これらの諸奉行・諸係は、時代によってしばしば複雑にかわっているが、このような大名の領内支配のしくみを、幕府に対して「藩」というのである。

地方支配のためには大館・十二所・松山・角館・刈和野・角間川・横手・湯沢・院内に組下衆を駐屯させ、一門や重臣を所預ところかりとして配置し、組下衆を指揮させている。小場氏・多賀谷氏は所預となった一門である。

家臣は藩主の所領の一部を知行地として分ち与えられ、その部分の支配権を認められる。「地方知行」のものと、ごく下級のもので藩主に入る年貢から米や金銭を与えられる「蔵米知行」のものがある。したがって、領地は藩主が年貢をとる直轄地（蔵入地・蔵分）と、家臣に分け与えられた知行地（給分）とがあった。秋田藩では、給分をもつ家臣を「地頭」と呼んでいる。今日各村に残る「物成並諸役相定条々」などに、蔵入の村・給分の村とあるのは領地がこのように分けられていたからである。こうした地方知行制は、旧領常陸国時代と同じ制度である。下級のもの以外は、原則として比較的まとまった知行地が与えられた。給人は土地や農民に対して強い支配力をもつことができた。

ところが、藩の支配が軌道にのり、力が強まってくると、家臣の知行地は次第に多くの村に分散され、最後にはひとりの農民さえも支配できなくなるという極端な例さえみられるようになった。地頭の知行地に対する実際的な権力は、せいぜい定められた年貢をとりたてる程度のものになってしまった。

しかし、一八世紀末寛政のころでも、この給分の土地が全体の七〇%を占めているように、最後まで地方知行制を行っている。これが秋田藩支配組織の特徴といえよう。このように給分が多くなっているのは、家臣が自分の資本力で開墾した土地を、藩と知行地に組み入れたということが原因となっている。

### 五城目の給分・蔵分

少々時代は後になるが、寛政六（一七九四）年二月の「六郡惣高村附帳」が残っている。それには、各村の蔵分・給分が記載されている。五城目分を抜いておきたい。

秋田郡村々 御代官山崎甚五兵衛 同手代役信太左助 同渡部市三郎

一当高四百拾八石五斗壹升三合 親郷 五十目村

五拾野目村

内百五拾六石式斗三升式合 御蔵分

内式百六拾式石式斗八升壹合 給分

一当高六百三拾式石三斗五升三合 寄江 山内村

内壹石壹斗壹升二合 御蔵分

同六百三拾壹石式斗四升壹合 給分

支江 上山内村・同下山内村・同山之根村・同和田村・同中嶋村

一当高六拾壹石式斗六升 寄江 小倉村

内壹斗三升壹合 御蔵分

同六拾壹石壹斗壹升九合 給分

一当高式百六右式斗五升九合 寄江 富田村

内壹斗七升式合 御蔵分

同式百六石八升七合 給分

一給分当高式百四拾壹石五斗九升六合 寄江 湯又村

支江 袖ヶ沢村

一当高三百四拾式石九斗四升三合 寄江 浅見内村

内式百拾四石七斗壹升式合 御蔵分

同百式拾八石式斗三升壹合 給分

支江 大場村・同滝下村・同小川口村

一給分当高五百六拾六石八斗七合 寄江 中津又村

支江 八田村・同長面村・同御蔵下村・同乙市村・同小林村・同落合村・同高田村・同千日村・同北村

一当高百壹石式斗六升 寄江 黒土村

内式石壹斗式合 御蔵分

同九拾九石壹斗四升八合 給分

一当高三百五拾八石三斗五升三合 寄江 上樋口村

内式斗八升七合 御蔵分

同三百五拾八石壹斗壹升六合 給分

支江 岩野村

一当高四拾四石七斗壹升六合 寄江 槐新田村

内八石六斗 御蔵分

同三拾六石壹斗壹升六合 給分  
 一当高百六拾貳石九斗四升三合 寄江 館越村  
 内四斗六升八合 御蔵分  
 同百六拾貳石四斗七升九合 給分  
 一当高百七拾六石貳斗  
 内壹石四斗貳升九合 御蔵分 久保村  
 同百七拾四石五斗九升壹合 給分  
 支江川原村・同関合村  
 一当高四百貳拾三石四斗五合 寄江 高崎村  
 内壹石貳升六合 御蔵分  
 同四百貳拾貳石三斗七升九 給分  
 支江下毛村・同田中村・同道村・同坊村  
 一当高千三百五拾貳石四斗七升壹合 寄江 馬場目村  
 内貳百八拾貳石三斗四升九合 御蔵分  
 同千七拾石壹斗貳升貳合 給分  
 支江寺庭村・同中村・同大吹沢村・同水沢村・同小才村・同坊ヶ沢村・同平ノ下村・同門前村・同台村・同  
 町村・同第尺寺村・同恋地村・同杉沢村・同落合村  
 一当高八拾四石七斗壹升八合 寄江 小立花村  
 内九升八合 御蔵分

同八拾四石六斗貳升 給分  
 一当高貳百五拾五右八斗七升三合 寄江 浦横町村  
 内三升六合 御蔵分  
 同貳百五拾五石八斗三升七 給分  
 一当高百貳拾八石壹斗七升四合 寄江 岡本恋地村  
 内貳斗七升九合 御蔵分  
 同百貳拾七石八斗九升九合 給分  
 支江下小池村・同上小池村  
 一当高百九拾七石五斗七升八合 寄江 野田村  
 内七升九合 御蔵分  
 同百九拾七石四斗五升九合 給分  
 一当高四百貳拾七石四斗六升 親郷 大川村  
 内三百貳拾壹石五斗三升三合 御蔵分  
 同百五石九斗貳升七合 給分  
 一当高五百拾六石七斗四升九合 寄江 西野村  
 内六合 西野々村 御蔵分  
 同五百拾六石七斗四升三合 給分  
 支江下夕村、同田中村・同四ツ家村

一当高式百七石八斗式升 寄江 谷地中村  
内老石六斗七升九合 御蔵分  
同式百六石壹斗四升 給分

支江茨嶋村・同樋下村・同四軒村・同三軒村

一当高百八拾七石七斗四升六合 寄江 下樋口村  
内五石四斗式升七合 御蔵分

同百八拾式石三斗 給分

一当高百式拾壹石式斗三升三合 寄江 石崎村

内四石式斗三升七合 御蔵分

同百拾六石九斗九升六合 給分

五城目町に關係する分だけであるが、「惣高村・附帳」には当時の村々の名前が、すべて記されている。本町の町域には、実に多くの村があったことにおどろかされる。その村々は、親郷・寄江（郷）・支江（郷）に格付けされているのが目につく。親郷は五十目村と大川村で、その親郷の下に寄江があり、さらに支江があるという形になっている。

「郷」というと律令時代の「郷里制」が思い出される。この制度の地方行政区画の末端の組織が、郷・里であったのであるが、江戸時代秋田藩の組織は違う。中世には、「小（男）鹿之庄」「新城庄」とならんで「五十目庄」が「御代官所之帳」にみられ、「湖東通」の名も記されている。

中世の「庄」が親郷に似た組織という感じがする。

親郷と寄郷には当高が記され、さらに当高は御蔵分と給分に分けて記されている。しかし支郷には高の記載はない。支郷の分は寄郷の高に含まれていて、村名だけ記されているだけである。支郷は寄郷に隣接する場所にあつて、その戸

数は二戸から七戸ほどの小村であつた。

藩政の基礎となる土地の掌握をはかるための検地に、ただちに着手しなければならなかつた。そして、ここに示したような惣高村附帳が作られ、そしてその都度改められていった。諸般の支配体制が確立したとみられるのは、寛文の前半（一六六五ごろ）で、最初の領内総検地から六〇余年後のことである。

### 最初の検地

佐竹氏は入部後間もない慶長八年に、最初の領内総検地を行なっている。これを「先竿」と呼んでいる。一揆や越訴などが、入国した七年から続いている中で、藩は弾圧や懐柔によって村の上層部の人びとをそれぞれの村の村役人に任命して、検地を実施していった。

まず、検地帳・屋敷帳を作製する。検地帳は耕地の、屋敷帳は屋敷の所有者と所在・面積をはつきりさせる土地台帳とすべきものである。この二つの基本台帳をもとにして、それぞれの村の村高を定め、村切と呼ぶ村の境を確定した。

先竿に続く二回目の総検地を、「中竿」と呼んでいるが、その着手は慶長一九（一六一四）年ごろといわれる。中竿検地では、前の検地で明らかになつたのに加えて、現実の耕作農民を把握すること、田畠の所有者との借耕小作の關係、村相互の出入耕作關係を明確にするようにしている。これによって、小農民の經營を育成保護し、このような小農民を独立した貢租負担者に積極的に押し立てていこうとした。

正保四（一六四七）年からはじめられた三回目の総検地を、「後竿」と呼んでいるが、これまでの間に家臣や農民に大いに新田開発を奨励した五〇年間の結果に対処するもので、その検地の内容は中竿と変わりがない。最後の総検地後竿によって、藩体制の建設期がほぼ終わったと考えてよいであろう。この後、政治行政の機構が整備されて、寛文に至つて藩政が確立されるということは、前項に述べたとおりである。

後竿のことを、正保四年に着し慶安元（一六四八）年か二年に終わっていることから、慶安検地とも呼んでいる。

この段階で農民からの、労働賦役の取りたてのしくみが銀納制に変わっている点に注目しなければならない。また、親郷が定められ、親郷が寄郷―支郷を統制していくという村落支配の編成が行なわれ、給人の村と蔵人の村が行政的には領主―代官というルートに一本化されている。

今日、旧家などから検地帳が発見されるが、先竿・中竿・後竿の藩政初期の検地帳・屋敷帳・凶面などはみつからない。したがって、このころの土地・耕地の所有関係・耕作関係や農業規模・村の規模などは、具体的には分からない部分がある。

検地によって村高が決まると、それによって一定の基準に従い貢租（年貢）が決定される。そして、直ちに領主の名で「黒印御定書」が村に発布されるのである。所領から地代のような形で徴集されるのが年貢であるが、秋田藩の場合には、米で納める田畑の「物成」が年貢の主要なものであった。物成のほかには、わら・ぬか・薪・かや・春や冬の季節的な人夫を出す諸役・普請の人夫・蔵番の人夫などが、さらにそれに付け加わっていた。物成の一部は、大豆・小豆・食用の胡麻油・燈料のえごま油で納めなければならなかった。

このようにして、大名とその家臣団からなる支配階級は、強力な権力によって食料や生活に必要な諸物資、冬囲いや工事などの労働力、馬の飼料まで農民に納めさせて生活していたのである。そのためにも、年貢諸役を決める検地は、最も重要な仕事であったし、百姓の心配も大きかった。

そこで、検地を行なっていく新しいタイプの家臣（藩の新官僚）が必要になってくる。戦国争乱の山野を駆け巡った武骨な武士よりも、領国をうまく経営し、財政の基礎を拡大していく技術をもった行政官が必要になってくる。このような創設期・建設期に、義宣をたすけて藩体制確立のために努力した有能な家臣に、渋江内膳政光や梅津憲忠・政景兄弟がいる。

渋江政光は、もと荒川弥五郎といひ下野小山氏の牢人であったが、常陸で佐竹氏の陪臣となり、義宣に見出されて渋江氏の後嗣となつて登用されている。秋田に移ってから、織田氏の地方方法じかたをまねたといわれる独自の「渋江検法」と称する検地技法を確立した。また、財政実務の手腕も随一であった。その才腕をかわれて、秋田藩政創建期の家老として登用されたのである。そのため、譜代衆の反感が義宣の親任に比例して強く、暗殺をはかるものさえあった。

最も困難な最初の総検地が実施され、政光の総指揮によって完成する。政光は慶長一〇（一六〇五）年のはじめまでかかって、小野寺氏の旧臣黒沢甚兵衛、常陸で検地にあたっていた牛丸兵左衛門らをスタッフにして検地を完成した。このなかに、実季の旧臣岡本城主の安東兵部季村も入っている。政光は、新しい領地に精通している秋田氏・小野寺氏の旧臣を用いて検地を急いだものであろう。このときの検地では、久保田周辺の平野とその北につづく湖東部（潟東地方）の平地が、特別に重要に思われたであろう。高が半分になつてしまった佐竹氏にとつては、開田すべき部分が多く残っている平地は魅力ある土地であった。少なくともわが五城目の地域は、そうした土地であった。政光は検地によって耕地面積を調査すると同時に、開田できる土地をも調べたものと思われる。このことは、この後の郷土の開田をみるとわかるであろう。

安東季村が用いられたのは、単にこの地方に詳しい秋田氏旧臣というだけでなく、経済通・算用家として秋田氏時代に検地や財政にたずさわっていたからであらう。政光が戦死したのは、その後の実力者となつた梅津憲忠・政景に経済通として仕えている。慶長一九（一六一四）年、「中竿」をはじめたところで、政光は大坂冬の陣で戦死してしまつた。元和四（一六一八）年になると、憲忠は藩政全般を、政景は財政のすべてを担当するという梅津政権を現出させている。政景は寛永五（一六二八）年江戸屋敷で家老になるが、その間勘定奉行・惣山奉行・久保田町奉行などの要職を兼ねている。その活躍と手腕は、彼の書きのこした「梅津政景日記」に詳しい。政景は義宣の没したすぐあとに亡くなつている。寛永一〇（一六三三）年のことである。

そこで渋江の田法の立場を書くと、次のようになる。普通一戸平均を六人とみて、年貢を納めたのこりからひとり



年一石とみた六人分の雑費を差引き、「三年一凶」といわれる安定を欠く稲作でも困らぬようにした。また、収入の三分の二を生活に、三分の一を郷倉に入れるように指導している。そして、生産量の多少によって一定の田地が、それぞれの農家が保てるようにして永代売買を禁止、入質は一〇年以下とし、作付け義務を課している。「渋江田法」を受け継いだ藩官僚は少なくないが、安政二（一八五五）年に没した新田目道茂が最も有名である。

検地は、検地竿という一種の物指を用いて一筆毎に田畑の丈量をするもので、一定の長さの検地竿を用いるのは太閤検地と同様である。竿で丈量するので、検地することを「竿入れ」と呼んでいる。

丈量に当っては、秋田藩の場合方七尺で一步とみていて、太閤検地の六尺三寸よりゆるやかになっている。

御当家の渋江政光主慶長御遷封の度、民を服さしむるの事を計って竿を六尺五寸となして民に早く其の竿延を知らしめ、此竿を打に一足運び越して是をも民に免す事となして是を越足の法と言ふ

〔田法歩尺精弁〕『秋田叢書』十一卷

ここにあげたもののほかに、竿で五寸、さらに越足で五寸を延ばして実質七尺で一間とするという文書や著書が数多くこつている。

丈量は一筆毎に行なうが、それを一筆毎に整理し検地帳に記載する。

天和三（一六八三）年の「秋田郡石崎村新田御検地野帳」の場合をみることにしよう。

「下田<sup>十六</sup>七<sup>四</sup>三畝拾式歩 九蔵」とあるのは、一筆の田数四枚、そのたて六間よこ一七間で面積三畝拾式歩であることを示し、面積と名請人の間には石高が記入されているが、符箋でみえない。

さらに検地で重要なのは、田位の決定である。田畑の生産条件によって、上・中・下（下の下）の四等級であるが、この外に菅田・稗田に区分することがまれにある。

上田―住家に近い所、土壤肥沃、日当りよく水かかりのよい所。

中田―土壤肥沃であるが、住家より遠く、高くろで日当りやや不足、水枯れの心配があつて、上田と認め難い。

下田―土壤は肥沃といえるが、深田で馬の使用不可、日当りに障りあり、堤かかりの水思うようにならない所、住家より遠い所。

下田―谷地土でねばりけなく、深田、堤下、谷地の中、滝水かかり、清水かかりの所。

上畠―屋敷付近、麻畠・大根畠・煙草畠などの所。

中畠―住家に近いが、耕作に難儀な所。

下畠―湿気強く、こやしを特に必要とする所。

下島―山あい、山の上、岩の上、木の下、水つき、石交り、住家に遠い所。

〔検地秘伝集〕

耕地の等級が決まると、それに応じて一反歩当りの公定生産高を定めなければならない。これを石盛（斗代）という。田は米で、畑は作物を米に換算して表わす。石盛に地積を乗じると石高が出てくる。

一反につき 上田―分米一石五斗 中田―同一石二斗 下田―同一石、下田―同七斗

一畝につき 菅田―分米七升 稗田―同五升 藪田―同一斗五升 苗代―同一斗五升

一畝につき 上畑―分米五升 中畑―同四升 下畑―同三升 下畑―同二升 屋敷―同一斗

〔御当国御格式検地秘伝集〕・『検地秘伝集〕

しかし、実際にはもっと複雑な計算をしたらしく、公定の反当生産高と実高にはかなりのくいちがいがあり、粗と玄米のいずれで貢納するかも計算に差が生ずる。貢納高をどのように算出したのかは、なかなかはっきりしない。

ここに、まとめて検地の意義と性格を書いておこう。

先竿 佐竹氏入部直後に渋江政光を奉行として行なつたもので、慶長八（一六〇三）年の検地帳が残っている。義宣の

制書に「秋田・仙北在々百姓等、常州と相替候。懇切に仕り、検地不案内の所を能く申聞、合点致させ候て、境目をひかせ可申事。」とあつて領民の動向に気を配っている。しかし、この総検地によって前代諸領主によってまちであつたのを、佐竹氏独自の検法によって統一するとともに、農民と土地との一体的支配を図るために、一部旧郷村を分割による新村を設定することをはじめている。寛文四年に古老の伝える話として「本国は義宣遷封以前迄、田租は七つ八つ成の免を課せられていたが、義宣は人心収攬につとめて平均六つ成の高免を定め、労役などもなるべく省略した」（『北羽発達史』）とある。しかし、六つ成は六割の「六公四民」の貢租で、決して低いものではない。

**中竿** 入部後一〇年、本格的検地を行なつた。慶長一五（一六一〇）年から一七年までとする説と、慶長一八年から元和元（一六一五）年までとする説があるが、県内に残る検地帳は慶長一九（一六一四）年のものが多い。奉行は渋江政光で、このときの検地法を「渋江検法」とよび「御当国御格式検地秘伝之書」として知られている。「漸く領民がよろこんで服するようになったので、渋江政光六郡の郷村を検地して田の生米を算定し、四六の法をもつて分米を定めた」（『徳政夜話』）とあるのは、藩サイドの話でにわかには信じ難い。この第二回の総検地では、先竿以後に開発された新田も含めて極めて厳しい調査をするとともに、小農民の自立化を図つた。暫定的で懐柔的であつた先竿のときよりも出目があるのは当然で、各村とも相当の高が増加している。

**後竿** 中竿以後三〇年、その間開発された新田を含めて、さらに一層き厳しく検地するとともに小農自立を進め、あわせて地頭付けを行なうことによつて地方知行制の確立を図つた。正保四（一六四七）年、慶安元（一六四八）年の検地帳が県内に多く残っている。入部後五〇年で佐竹検地が完成したとみられ、このときの検地役は秋田郡では二〇組であつた。

**新開・起返検地** 一斉に行なう検地（本検地）では、村々に本帳と呼ばれる検地帳をつくる。これとは別に、中竿以降は新田開発があるたびに随時新開検地が行なわれ、また一旦荒れた所を再び耕地にした場合も同様であつた。その都度、検地帳が作られた。

**打直検地** 生産条件に著しい変動を生じたとき、土地の出入りが複雑になったり、田位・免の変更があつたりした場合に、平均竿入れと称される打直検地を行なつた。在来の検地帳をご破算にして新しく検地帳が作られた。

三回にわたる総検地ではつきりしているのは先竿より中竿で高が増え、貢租が重くなつていゝことである。郷土の村々の比較できる検地帳が見つからないので、山田村（昭和町山田）の例のみよう。

山田村は、中竿によつて本田新田あわせて一五九石一斗四合となつた。上田六五石六斗四升、中田六〇石一斗八升二合、あとわずかの下田二四石二斗、下田五石八斗九升四合の内訳となつてゐる。「過分の上田がち二番百姓つふれ」「百姓すりきり迷惑申」という村の文書がのこされている。「すりきり」「すりきり人」ということばは「政景日記」にもみえるが、貧乏とか貧乏人とかいう意味で、もともと百姓がつかつていたきわめて感覚的なことばである。かすめとられ、磨滅して、すり切れるという意味のことばに、農民の怨嗟の声がこめられてゐるようである。いずれにしろ地名が示すような山の間にひっこんだ村の田が、大半上田だということはどう考えても無理である。面積を多くして出目を増やそうとしたばかりか、田位まであげてゐるのである。

さらに後半では、上田八〇石二斗、中田五四石二斗四升、下田三三石七斗三升七合、下田一二石二斗七升三合、上田四斗一升二合、中田九斗四合、下田八斗六合、下田三斗六合、屋敷一石七斗一升三合、あわせて一八四石五斗九升一合である。中竿から新田開発が行なわれていたとしても、農民にとっては「弥々百姓すりきり迷惑申事、先御竿（中竿のこと）二過分之上田がちにて百姓つふれ、過分二人うり申所二、新御竿（後竿のこと）二如此之上田が二て百姓つふれほう（亡）所仕」というありさまであつた。（『秋田県史』第二巻）

そして、回を重ねるごとに名請人・屋敷持ちが多くなり、無屋敷・分付記載が少なくなつてゐる。これは、大きな高

持百姓が増えたのではなく、小農を独立させることによって、無高の百姓として高持のところに誰それなどと記載されて貢租負担があまりにさげられるところから、確実な年貢納入の単位に組み入れていこうとしたものと考えられる。次は、後竿の大川村の検地野帳の一例である。

出羽国秋田之内大川村御検地野帳

石田 いかり沖 面柳 田谷そへ 野そへ ととめき 内面 そたけ田 下潟田 下嶋田 うつむけ 伊勢堂前  
小樋 大槻 赤沼 中野 ひる田尻 三から関 川原 後野 中島 小中島

一、上田 五町式反四畝四歩 分米七拾八石六斗二升

一、中田 五町式反二畝拾歩 同 六拾七石九斗三合

一、下田 七町式反七畝拾六歩 同 七拾二石六斗一升一合

一、下田 拾町壹反七畝九歩 同 七拾二石二斗一升一合

一、中島 七反六畝式拾參歩 同 一石七斗一合

一、下島 參町五反七畝四歩 同 拾石七斗一升四合

一、下島 參町參反七畝拾七歩 同 六石七斗五升五合

一、屋敷 八畝拾歩 同 八斗三升五合

田畑屋敷合 參拾五町七反壹畝參歩

分米合 參百拾參石八斗五升五合

内

百七拾九石五斗七升六合 本田

百參拾式石式斗七升九合 本田並

免六ツ成

内

式拾六石八斗九升六合 御蔵分

八拾五石四斗式升七合 御蔵分

内 六升五合畝違調丈 享保拾四酉年より出高の分

同免 拾九石九斗五升六合 本田代給合残高 八拾五石壹斗壹合

天保四年八月十一日

塩 又兵衛

小介川弥生

秦奎右衛門

真宮三右衛門

片野彦右衛門

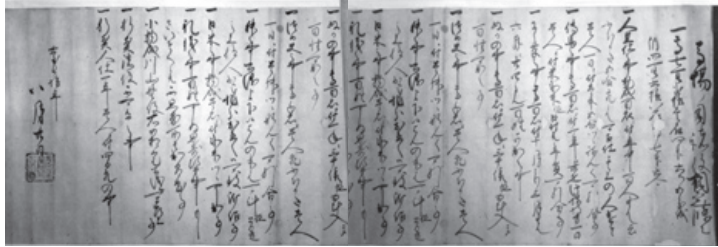
藩のもつ広範かつ強力な支配権および所領は、その領国の米の公定生産高である石高によってあらわされる。これを「表高」と呼ぶ。所領と支配権の度をあらわすとともに、幕府に対する忠誠の義務である軍役の標準であり、大名と藩の格式を示すものであった。したがって、一度定められた格式は、その領国では一般的にいつて変更はなかった。秋田藩の表高は、最終的に二〇万石とされ江戸時代が終わるまで変わらなかった。この表高に対し、実高は新田開発や田位のくりあげなどによって大幅に増加している。このような実際の石高を「内高」という。内高は検地によって明らかになるもので、一九世紀中ごろの藩政末期には表高の二倍をこえていた。

## 黒印御定書

検地がおわると村を単位として貢租の村高を決定して、令書を出す。領主の黒印を捺してあるので「黒印御定書」と呼ばれているが、正式には「物成並諸役相定条々」「諸役相定条々」というのがそのタイトルである。

「物成並諸役」とある方は蔵分の村、「諸役」とある方は給分の村に対するものである。先竿の黒印御定書は、慶長一〇年八月二〇日付の蔵分の村のもの四通、同じ日付の給分の村のもの五通しか県内に伝えられていない。その一通に馬場目字寺庭の石井百合子氏蔵の「馬場ノ目諸役相定条々」がある。その後に出されたものには、慶長一九（一六一四）年・元和元（一六一五）年・寛文一〇（一六七〇）年・元禄九（一六九六）年・宝永二（一七〇五）年・正徳二（一七二二）年・享保六（一七二二）年のものであるが、江戸時代中期の宝永二年の御定書（物成並諸役相定条々）が町内では多く保存されていて、そのいづれもが町指定文化財となっている。それを列記しておく。野田村（町教委所有）・高崎村（同前）・山内村（大石喜郎所有）・槐村（武田二記治所有）・谷地中村（佐藤久兵衛所有）。

黒印御定書（慶長10年・馬場目村）



町指定文化財の第一号（昭和五〇年）となっている、藩最初の黒印御定書の全文をかかげておく。

- 馬場ノ目諸役相定條々
- 一 高七百貳拾壹石四升 六ツ五分成
- 納四百六拾八石口斗七升六合
- 一人足仕之事、物成百石二付年中百人まで者ふちかた五合宛にて可召仕、其上の人

遣者老人一日二付壹升五合つゝ禰んく可引合事

- 一 伝馬之事、高百石二付一年二卅疋、此扶持分一日老人二付米貳升、但口付共年貢可引合事
- 一 わら草之事、高百石二付十月より三月まで六月廿四表百姓可出之事
- 一 ぬかの事、高百石二付一年二三十俵、但五斗入二て百姓可出之事
- 一 詰め夫之事、高千石二耆人宛、ふちかた老人一日二付壹升つゝ禰んく可引合事
- 一 一升之事、公儀下候はんの升二て可斗、但とかき之上給人少も非分於有之八可致訴訟事
- 一 一口米之事、物成壹石二付貳升つゝ可出事
- 一 礼銭之事、百姓可為思寄次第事、もしさいそく候共不思寄所者出間敷事
- 一 小物成山川野役右如相定公儀へ可差上事
- 一 肝煎諸役不可有之事
- 一 肝煎人仕一年老人二付四月宛の事

慶長拾年

八月廿日

(黒印)

はじめに村高と免を示し、次の行に物成分を示す。さらに諸役として、人足・伝馬・詰夫の労働力、馬の飼料としてのわら草・ぬかななどの夫役が、高に対して割りあてられている。さらに貢納外に、小物成・川山野役・肝煎免・肝煎人仕の規定があるが、小物成などのところは「右如相定」とあり、その右如の部分の条項はない。別に文書で指示されたものであろうか。そして、代官・地頭への礼銭のことまで一条書かれている。このような役職のものが村へやってくる、なにがしかの「袖の下」を出すのが通例となっていたらしいが、御定書にこのように定められるとそれも公認の

ことになるわけである。武士のなかには堂々と礼儀を催促するものまでいたことが、この条によってわかる。ざっと読んだだけでも六五%の高い年貢であり、それに口米が目減り分として付加税の形でとられる。

また、給分の村と蔵分の村では、詰夫・人足仕・伝馬・わら草・ぬか・肝煎人仕について違いがあり、そのいずれも給分の村の方が重いと、ひと口にはいえないが、不利になっているとみられる。給分の村にないのは、代官人足仕だけである。蔵分の村の物成の次にことわってある「水損干損其節は可為見聞次第事」という毛引の但書が、給分の村にはない。蔵分というのは、領主佐竹氏が直接領有するところをいい、家臣団に分給されたところを給分という。先竿・中竿の段階までは、村単位であったことなど、前に述べたとおりである。

後竿で本田に対しても地頭付けが実施されて、給分の村にも蔵分が設定されたり、相給関係が入り組んだりし、明和七（一七七〇）年になると、相給関係は農民個々の持高に及び、一人の百姓に数人から十数人の給人のほかに、ときには蔵分まで持ち、収取・支配の関係が極端に複雑錯綜したものになってきた。

寛政六（一七九四）年ごろは領内全体の蔵分率は約二九%となっている。五城目地域でみると、八郎潟沿岸羽州街道沿いは、蔵分が多くなるのに対し、その背後の低地は給分が多くなり、山麓と沢目になるとほとんど給分となるという色分けになる。

黒印御定書に記載された年貢を負担する農民は、検地帳に記載された農民である。このような農民は、家に血縁の家族をもち、隷属農民をしたが

### 蔵分百姓負担

(当高 10 石について)

種別	数量	扶持米引	銀納
物成	米 6石 米 1斗2升		
諸役	わら 13把 かき 1石5斗 まき 1釜(又八人足 9人) かや 1,000把(又八人足 9人) 雪垣人足 4人 春垣人足 3人 詰夫 3.6人 詰馬 3疋(口付トモ)	米 9升 米 4升 米 4升 米 3升	6匁5分 1匁5分 18匁 6匁 6匁 5匁 1匁8分 3匁
五斗米	米 5斗		
合計	米 6石6斗2升 人足 (不定)	米 2斗5升	銀 38匁

(注)『御金蔵御定法書』(『秋田叢書』第11巻)による。

### 給分百姓負担

(当高 10 石について)

種別	数量	扶持米引	銀納
物成	米 6石 米 1斗2升		
諸役	わら 13把 かき 1石5斗 まき 1釜(又八人足 9人) かや 1,000把(又八人足 9人) 雪垣人足 4人 春垣人足 3人 詰夫 3.6人 詰馬 3疋(口付トモ)	米 9升 米 4升 米 4升 米 3升	6匁5分 1匁5分 18匁 6匁 6匁 5匁 1匁8分 3匁
五斗米	米 5斗		
合計	米 6石6斗2升 人足 23.6人 馬 3疋 わら・ぬか	米 2斗	銀 47匁8分

(注)ただし、黒印御定書の規定と次の点が異なる。  
・入用次第の人足 3.6 人を詰夫としていること。  
・伝馬を詰馬とし、扶持米引なしとしていること。  
(『八郎潟の研究』)

えた手作地主で、これを本百姓と呼んでいる。手作地主のもとで直接耕作をしている小百姓を独立させ、田畑を荒れさせないようにしながら、年貢を負担するものを増やし、これを確保していこうとするのが、一七世紀末ごろから一八世紀初めにかけての藩農政の一つの重点であった。時代が進むにつれて、本百姓が増加していくことになる。地主は名子・下人の小農を分家として独立させた訳である。

小農の分家は一八世紀の享保年間にはじまるが、これは血縁分家ではない。今日では、血縁か非血縁かは分からなくなっている。い

ずれにしろこの時代は、どんな分家であれ本家を中核とした血縁的同族団として結びつき、農作業においても共同体としての機能を發揮していた。今日「まき」と呼ばれているのが、その共同体である。

さきに掲げた黒印御定書は、領内最初のものであるが、次にもつと後の御定書を紹介しておこう。

秋田郡

高崎村物成並諸役相定條々

免六ツ七歩成

高式百九拾石三斗三升九合 本田  
同免

同七斗九升 新田  
同五ツ式歩成

同六拾壹石六斗三升三合 新田  
同四ツ成

同三拾九石九斗九升三合 新田  
同三ツ成

同壹石三斗四升式合 新田  
当高々四百五石八斗四升式合

此物成式百四拾參石五斗五合

但水損干損其年之見分次第たるべし

一六ツ成高百石二付物成六拾石宛、蔵入、給分共百姓可納之事

一升者判之舛にて可斗之、若非分二斗取者於有之者急度可致披露事

一口米之儀物成六拾石二付米壹石式斗宛可出之事

一藁草者物成六拾石二付六尺結繩にて百三拾丸可出之、藁之本を打違、兩方揃、中を六尺丸二可致之事

一糠者物成六拾石二付五斗入三拾俵宛可出之事

一蔵入之村人足入次第可出之、扶持方者壹人壹日二付判之舛にて壹升五合宛年貢納候時之勘定に可引合、竈木夏萱雪垣等之人足扶持方も可為右同前事

一給分之村六ツ成高百石二付壹ヶ年に入足式百三拾六人可出之、扶持方八人壹人壹日二付判之舛にて壹升宛可取之、

内式百人者春垣夏萱雪垣竈木之分也、同三拾六人者入用次第可勤之事

一蔵入之村馬入次第可出之、壹疋二口付壹人、此扶持方判之舛にて米式升宛年貢納候時之勘定に可引合事

一給分之村六ツ成高百石に付壹ヶ年二馬三拾疋宛可出之、但壹疋に付口付壹人此扶持方判之舛にて米式升宛可取之事

一蔵入之村六ツ成高千石二付詰夫壹人宛可出之事

一給分之村其給人江戸詰之時者六ツ成高百石二付江戸夫壹人宛可相勤、道中江戸逗留中給人致扶持之外壹ヶ年二付判之舛にて米五石宛、半年詰者米式石五斗可請取之事

一蔵入之村人足仕、六ツ成高百石二付壹ヶ年二三拾人宛可召仕之事

一蔵入之村肝煎免、物成米百石二付式石、式百石二付三石、其上之高八百石二五斗宛之算用二蔵<sub>五</sub>肝煎取之、物成

皆濟之時分勘定二可引合事

一壹郷之肝煎支配之百姓家壹軒二付壹ヶ年二人足四人宛可召仕之事

一壹郷二新田之肝煎於有之者、支配之新田百姓家壹軒二付壹ヶ年二人足四人宛新田之肝煎可召仕之、本田之肝煎壹郷新田之百姓家壹軒二付壹ヶ年二人足式人宛可召仕之、本田作候百姓新田をも作候はば家壹軒二付壹ヶ年二人足四人宛本田肝煎仕之、新田肝煎者人足式人宛可召仕之事

一蔵入之村給分之村共二壹郷之肝煎作候高六ツ成式拾石迄者夫・伝馬・人足不出之、肝煎式拾石高之分者百姓可勤之、式拾石<sub>五</sub>上作候はば過分者何程にても肝煎可勤之事

一山川野役如相定之蔵へ可納之事

一蔵入之本田新田関堤普請壹村之内にても自分之田へ不掛水なりとも壹村之百姓無残人足出し可勤之、但給人之新

田は正保慶安年中平均之竿入候分者本田可為同前、其以後之開ハ右水掛り之田作候百姓はかり人足可出之事  
一 蔵入之村給分之村共ニ欠落百姓於有之ハ当物成小役共耆郷之百姓可致皆納、附て跡田地作人有之まては耆郷之者  
作之荒間敷事

一 蔵入之本田開之水にて延宝貳寅之年より以來給人新田致候分者蔵入ニ竿入之事

一 蔵入之本田開之堰江給人新田之水を加取候儀停止之事

一 地頭代官江礼錢之儀、百姓可為存寄次第事

一 跡々より如申付在々所々之百姓奢たる儀不仕、農業を専にいたし進退持立て候様に常々心かけ、諸事不可致油断  
事

一 領分中百姓返之儀、檢地之時有付候帳面次第たるべし

但地頭代官<sup>ノ</sup>暇為取候百姓者可為各別事

一 蔵入之村代官之者給分之地頭并在々公用勤候者非分之儀於有之者急度可致披露事

一 不孝之百姓於有之者可処罪科事

一 従先年如申付肝煎百姓不応其身ニ屋作不可致之、但街道筋之家人宿仕者は可為各別事

一 百姓衣類江戸<sup>ノ</sup>御法度書之通可致事

一 勸進相撲あや津里等之芝居之者、在々所々ニ一切不可留置事

一 神事祭祀或は葬礼年忌之仏事、或は娶取智取諸事之祝儀等ニ至迄、百姓に不似合結構不可致之事

一 往還之旅人に不可致慮外、夫伝馬無滞出之、駄賃・木賃如制札可取之事

右条々可相守之者也

宝永二年酉十一月 日

黒印

秋田郡槐新田村物成并諸役相定條々

免五ツ忒分

高拾七石四斗忒升忒合

新田

同四ツ

同三拾六石四斗七合

新田

当高<sup>ノ</sup>三拾九石三斗七升

此物成忒拾三石六斗忒升忒合

(以下略)

秋田郡湯野亦村物成并諸役相定條々

免五ツ五分成

高百五拾八石九斗七升八合

本田

同免

同六拾八石七斗八升六合

新田

当高<sup>ノ</sup>貳百八石七斗八升四合

此物成百忒拾五石忒斗七升

(以下略)

秋田郡館越村物成并諸役相定條々

免六ツ忒分成

高百八石六斗九升六合

本田

同免

同忒拾壹石四斗九升九合

新田

同四ツ成

同三拾四石三斗忒升忒合

新田

当高<sup>ノ</sup>百五拾七石四斗壹升六合

此物成九拾四石四斗五升

(以下略)

秋田郡黒土村物成并諸役相定之事

免五ツ五分成

高六拾石四斗七升四合

本田

同免

同忒拾四石壹斗七合

新田

同四ツ五分成

同五石六斗九升三合

新田

当高<sup>ノ</sup>八拾壹石八斗三合

此物成四拾九石八升忒合

(以下略)

秋田郡浅見内村物成并諸役相定條々  
免六ツ成

高貳百拾三石壹斗五升三合 本田

同免

同六拾壹石三斗三升六合 新田

同五ツ成

同五石七斗四升三合 新田

同四ツ成

同四拾五石貳斗五升八合 新田

同三ツ三分成

同八石三斗壹升 新田

当高ノ三百拾四石貳斗九升五合

此物成百八拾八石五斗七升七合

(以下略)

同七拾三石貳斗貳升九合 新田

同五ツ成

同七拾三石八斗貳合 新田

同四ツ七分成

同三石九斗七升 新田

同四ツ成

同貳拾貳石七斗七合 新田

当高ノ百八拾六石五升四合

此物成百拾壹石六斗三升貳合

(以下略)

秋田郡大川村物成并諸役相定條々

免六ツ成

高百七拾三石八斗三升八合 本田

同免

同二拾八石壹斗六升貳合 新田

同五ツ成

同百四石七斗貳合 新田

同四ツ五分成

秋田郡富田村物成并諸役相定條々

免五ツ七分成

高三拾八石六斗六升九合 本田

同免

同百拾石壹斗四升 新田

同四ツ二分成

同五拾壹石七斗八升九合 新田

同四ツ成

同拾七石壹斗九合 新田

当高ノ四百拾九石五斗壹升四合

此物成貳百五拾壹石七斗八合

(以下略)

秋田郡石崎村物成并諸役相定條々

免五ツ成

高九拾石三斗四合 本田

同免

同四拾石三斗 新田

同四ツ成

同貳拾壹石四斗七升四合 新田

当高ノ百貳拾三石貳斗貳升三合

此物成七拾石九斗三升四合

(以下略)

秋田郡西野村物成并諸役相定條々

免五ツ三分成

高百拾貳石四斗七升四合 本田

同免

同四百八拾三石七斗九升六合 新田

同四ツ三分成

同拾四石七斗四升壹合 新田

当高ノ五百四拾六石壹斗壹合

此物成三百貳拾七石六斗六升壹合

(以下略)

秋田郡樋口古江村物成并諸役相定條々

免六ツ五分成

高三百九石四斗三升六合 本田

同五ツ三分成

同百五拾壹石五斗九升七合 新田

同五ツ成

同貳百貳拾壹石八斗壹升壹分 新田

同四ツ五步成



同壹石三斗九升	新田	秋田郡五十目村物成並諸役相定條々
同四ツ三分成		免六ツ八歩成
同四拾壹石三斗七升三合	新田	高三百五拾壹石五斗六升
同四ツ成		同六ツ成
同貳石八斗三升貳合	新田	同拾四石九斗六升三合
同三ツ三歩成		同五ツ成
同九斗五升七合	新田	同貳拾壹石七升七合
当高〆六百八拾七石貳升三合		新高合
此物成四百拾貳石貳斗壹升四合		此物成貳百五拾八石五斗七升七合

(以下略)

(以下略)

五城目町内に保存され伝えられる黒印御定書をならべたが、高崎村以下のもは五十目村のものを除き、宝永二(一七〇五)年酉一月の日付のものばかりである。五十目村のものは、正徳二(一七一一)年辰三月の日付になっている。五城目で保存されていて発見されたものは、「馬場ノ目」と五十目村のもの以外は、宝永二年のものだけである。最終的に宝永二年交付のものが、以後基本とされたものであろう。

決定された貢租が書かれ、生活を規制する条項が示されるという、当時としては最重要の文書は、最重要であるだけによく保存され、今日まで残っていてわれわれの目にふれるのである。これらは、昔肝煎をつとめた村の旧家の所有となつて保存されているものや、現在もそのころの村であった村落の重要書類として検地帳とともに保存されているものなどである。

宝永以降の黒印御定書は、高崎村のもの以外は、物成の項まで示して以下を省略したのは、どの村のものも文面・内容ともに同じだからである。

慶長一〇年交付の最初のもの、宝永二年の約百年後のものとは、一見しただけで相当な違いがあるのに気付くであろう。非常に条項が増えているのである。小物成とも呼ばれる諸役の条項を読んでも、複雑で負担も重くなっている。複雑なだけに、抜け道もごまかしてもできないようになっていいる。しかも、その次の条には肝煎の特権がさらに強化されて、支配機構の末端にある肝煎をして、農民サイドよりも藩の側に立たせておこうとする意図がはつきりしている。農民たちは、重い貢租の負担の外に、肝煎にも労役を提供しなければならぬという義務があった。

宝永二年・正徳二年の黒印御定書で高を示した村以外の各村の免・当高・物成を、宝永二年の「秋田郡村々御黒印高牒」から関係分だけ抜き書きしておきたい。

浦横町	小立花村
免六ツ五歩成	免六ツ成
一高百六拾壹石三斗六升五合	一高六拾貳石三斗六升三合
同免	同免
一同百拾石九合	一同七石八斗五升七合
同五ツ五歩成	同五ツ成
一同五石六升	一同五升九合
同五ツ成	同四ツ成
一同壹石五斗五升七合	一同貳拾壹石五斗壹升六合
当高〆貳百九拾九石九斗貳升四合	当高〆八拾四石六斗壹升三合
此物成百七拾九石九斗五升四合	此物成五拾石七斗六升八合



同四ツ成		当高ノ百七拾石九斗貳合
一同百石三斗六合	新田	此物成百貳石五斗四升壹合
当高ノ五百九拾八石四斗四升四合		
此物成三百五拾九石六升六合		谷地中村
		免四ツ五歩成
久保村		一高五拾八石九斗九升七合
免六ツ五歩成		本 田
一高百三拾八石五斗八升七合	本 田	同四ツ五歩成
同 免		一同貳百石五斗四升壹合
一同壹石九斗七升壹合	新 田	同三ツ五歩成
同四ツ成		一同拾九石六斗
		当高ノ貳百六石八升七合
一同貳拾七石九斗五升七合	新 田	新 田
		此物成百貳拾三石六斗五升貳合

### 生活規則

秋田地方は、土地や気候の上から主要な商品作物としては、米以外のものはないといってよいほどであった。この傾向は、宿命のように現在にまでつながっている。このため、藩財政を維持していくためには、できるだけ多くの米を市場に売ることが大切である。藩は大坂の米蔵に年貢米を運び、相場に一喜一憂するありさまであった。

したがって、年貢の米に重点がおかれ、いつそう米作りをおし進めるようになり、米作単一農業がこの地方の農業の性格となった。しかし、北方性の風土は、米作りにだけたよる農業をリスクの大きいものにし、「三年一凶」もまた宿命的なものとして近代にまで続くわけである。

農民は、その生産量の四、五十％を年貢・諸役の貢租として負担するが、高一石当りに賦課されるので、耕地が零細になればなるほど負担は重くなり、農民の生活は貢租に圧迫され貧困に落ち込んでしまった。秋田藩の農民の平均持高は約十石で、半数以上は五石以下の零細農民であったから、一般的にいつて農民といえば貧農であり、水呑百姓が多かったのである。

郷土では、山地の村と平地の村では、持高に相当なへだたりがあったらしい。また、高の項をみると、山よりの村では新田の面積が狭く全体の高に対してもその割合は小さい。湯ノ又村・浅見内村・黒土村・高崎村・館越村などがそれぞれ、槐新田村などの新田村でも、その耕地の規模は小さい。ところが、大川村・石崎村・西野村・樋口古江村などの平地の村は、新田の面積が本田をはるかに上まわっていて、開発によって飛躍的に村高が増えていることがはっきりしている。この差は、平地と山地の農民の生活の基本に関わる問題となるであろう。新田開発については、章を改めて書くことにしたい。

貧しい農民から確実に貢租を徴集するには、彼らの自由を規制しておく必要がある。田畑を自由に売買することを禁止（延宝二年一六七四年）したり、欠落（逃散）を防ぐために他国に出ることを禁ずる政策がとられ、十人組（後五人組にかわる）の連坐制がとられた。

こうした禁止措置は、耕作者としての農民を土地にしばりつけ、耕地の荒れるのを防ごうとしたものであった。しかも、年貢収納は「村請け」という村に割りつけられたものを、村がまとめて上納するしくみで、最終的には村全体が責任をとらせられるようになっていた。欠落者があれば、延宝三（一六七五）年の黒印御定書では、村の責任で納入すること、欠落者の田畑は村が維持することとはっきり規定されるほど、次第に村の連帯責任が強められている。

村人である農民のひとりひとりの生活をはつきりと枠の中に閉じ込め、厳しい規制をしておくことは、はつきりいうと

野田村田地構成（慶安元年）

区分	面積				全面積に対する比率	田・畑に対する比率	
	町	反	畝	歩			
田	上	3	0	7	29	65.9 %	31.3 %
	中	3	8	0	25		38.7
	下	1	9	9	18		20.2
	下	9	8	4	29		9.8
(計)		14	9	5	04		
畑	上	4	1	10		34.1	8.1
	中	1	1	2	27		22.1
	下	2	8	4	19		55.8
	下	3	5	25			7.0
(計)		4	7	4	21		
屋敷	3	5	14				7.0
合計	14	9	5	04			

(注) 面積は検地帳尻による（『八郎潟の研究』より）。

野田村は馬場目川と森山南西麓の間にある。中世からの村であることは、鎮守八幡神社の伝説や古い板碑から理解される。神社のケヤキ巨木は、菅江真澄『遊覧記』に写生図がある古木である。中世には馬場目川は野田の近くを流れ、夜叉袋のあたりにその河口を開いていて、旧河道が戸村堰となっているといわれる。野田村の農民構成は『八郎潟』（秋田大学八郎潟研究委員会）に表になっている。慶安元（一六四八）年の百姓持高は表にある。名請人は「秋田潟東之内野田村御検地野帳」では一六名、小走屋敷・寺屋敷も入れて屋敷持ち一四名、無屋敷二名である。このうち九番と一三番は、高から考え近くの村からの入作であろう。持高は一九石余から一石余まで、平均九石三斗三升弱で面積は九反八畝三五歩という数字で、藩平均五石よりかなり上まわるが、平地部の村としては平均値は大きいといえない。

居住者一四名はすべて独立していて、藩は小農独立を進めているが、この村ではそれが成功していたと思われる。田位からみると、純低地の谷地中村では下田・下田が多いが、自然堤防上の野田村のようなケースは上田・中田が多くなっている。低湿地から山麓地帯に移行する地帯の平地は、高い生産性を示すことが分かる。

村々の本田・新田の高を示す天和元（一六八四）年三月「秋田郡村々御黒印高帳」から、五城目分を紹介したい。（本田・新田の別のないものは抜く）

野田村百姓持高（慶安元年）

戸番号	持高				面積			
	屋敷	田	畑	計	町	反	畝	歩
1	(小走) 石	18 052	1 794	19 846	2	1	5	02
2	367	13 744	1 966	16 077	1	7	7	12
3	367	13 215	1 644	15 226	1	5	2	05
4	400	12 424	882	13 706	1	5	0	27
5	367	9 387	2 214	11 968	1	4	2	19
6	293	11 136	104	11 533		8	0	04
7	240	8 583	1 240	10 063	1	0	0	11
8	293	8 021	704	9 018		8	2	19
9	—	6 240	1 324	7 744		8	3	25
10	267	6 565	534	7 366		8	9	09
11	187	5 506	560	6 253		6	8	01
12	267	2 739	197	3 203	3	0	20	
13	—	2 973	213	3 186	2	9	24	
14	(福性院)	2 479	126	2 605	2	2	14	
15	300	1 638	421	2 359	3	1	26	
16	200	—	1 183	1 383	3	8	26	
計				141 536	14	9	6	04
帳尻				141 815	14	9	5	04

(注) 『八郎潟の研究』より。

農民の生活を低いレベルにおさえておくことで、根こそぎ貢租として徴収しようとしたものであった。黒印御定書の諸役の次の条項には、衣類についての法度や冠婚葬祭についての身分不相応な供応をすることの禁止、村での相撲・あやつり・芝居の興行をすることに対する厳しい制限などが並んでいる。

衣類の法度は、実際には肝煎とその妻子は絹・紬・木綿の着用は許されるが、一般の百姓は麻やカラムシや藤糸で織った布・木綿のほかは許されず、襟や帯に絹・紬を用いることを禁止された。色は肝煎も百姓も紫・紅色は禁じられている。食物では、普段は雑穀類を主とし、米を食うことが制限されていた。米づくりに年中汗水を流している農民が、自分の手でつくった米を思い通りに口に運ぶことができないのである。このような規制は、農民をしてわき目もふらずに農業に専念させ、節儉の生活を強制し、確実に年貢だけは納めさせようとしたものである。

秋田郡村々御黒印高帳

浦横町村

当高ノ貳百九拾九石七斗六升五合

内百七拾四石八斗貳升五合 本田

同百貳拾四石九斗四升 新田

此物成百拾九石八斗五升九合

岡本恋地村

当高ノ百五石八斗五升七合

内七拾三石四斗三升三合 本田

同三拾貳石四斗貳升四合 新田

此物成六拾三石五斗三升四合

五十ノ目村

当高ノ四百九拾三石六斗七升三合

内四百貳拾壹石六斗九升九合 本田

同七拾壹石九斗七升貳合 新田

此物成貳百九拾六石貳斗三合

小立花村

当高ノ八拾四石六斗壹升三合

内六拾貳石三斗三升三合 本田

同貳拾貳石貳斗五升 新田

此物成五拾石七斗六升八合

山内村

当高ノ五百九拾石六斗六升五合

内四百六拾四石三斗三升 本田

同百貳拾六石三斗三升五合 新田

此物成三百五拾四石三斗三升九合

白水沢村

当高ノ四拾五石七斗三升壹合

内貳拾七石七斗七升六合 本田

同拾七石九斗五升五合 新田

此物成貳拾七石四斗三升九合

富田村

当高ノ百八拾四石八斗九升五合

内三拾九石 本田

同百四拾五石八斗九升五合 新田

(注、物成の記載なし)

馬場野目村

当高ノ千貳百貳拾五石四斗六升六合

内九百六拾石三合 本田

同貳百六拾石四斗六升三合 新田

此物成七百三拾五石貳斗八升

小倉村

当高ノ五拾五石六斗七升壹合

内三斗六升八合 本田

同五拾五石三斗三合 新田

此物成三拾三石四斗三合

館越村

当高ノ百五拾壹石八斗七升壹合

内百拾貳石九斗七升八合 本田

同三拾八石九升三合 新田

此物成九拾壹石壹斗貳升三合

中津又村

当高ノ四百九拾五石四斗七升壹合

内貳百九拾石壹升六合 本田

内貳百五石四斗五升五合 新田

此物成貳百九拾七石貳斗八升三合

久保村

当高ノ百八拾石六斗九升八合

内百五拾貳石八斗 本田

同貳拾七石八斗九升八合 新田

此物成百八石四斗壹升九合

高崎村	同百六拾石三斗六升	新田
当高 $\times$ 四百三拾壹石六斗式升三合	此物成百式拾式石九斗八升三合	
内三百三拾壹石式斗四升壹合	本田	
同百石三斗八升式合	新田	
樋口村	西野々村	
当高 $\times$ 六百六拾七石七斗六合	当高 $\times$ 四百九拾四石七斗三升七合	
内三百四拾六石四斗三升七合	本田	
同三百式拾壹石式斗六升九合	同三百八拾六石五斗五升式合	新田
此物成四百石六斗式升四合	此物成式百九拾六石八斗四升式合	
谷地中村	石崎村	
当高 $\times$ 式百四石九斗七升壹合	当高 $\times$ 百拾九石九斗壹升三合	
内四拾四石六斗壹升壹合	内七拾九石三斗六升五合	本田
本田	同四拾石五斗四升八合	新田
	此物成七拾壹石九斗四升八合	

本田・新田の高を比較すると、山間の村・山地へ移行するところの村・平地の村と、新田の大きさが違うことがはっきりと出ている。しかも、本田は六ツ五歩成から六ツ成、ほとんど六ツ五歩成という高率なのに対して、新田はこれより低い率となっているから、本田の割合の大きい山間や山よりの村の場合は、明らかに低平地の村より不利である。

基本的に米で納める「物成」は、検地によって確定された公定の生産高に対して、日当り・水かかり・耕作上の便・その他の生産上の諸条件から計算した「免」とよばれる貢租率を乗じて算出される。免の決定が実際はどうなっているのか、詳細ははっきりしないが、原則的には無年季の定免制といえる。

高に免を乗じた物成を、さらに10倍したものを六ツ成の平均免とし、これを六ツ成高(当高)とする。当高の610 $\times$ 免 $\times$ 106 $\times$ 610 $\parallel$ 物成 となるわけである。

## 新田開発

佐竹氏が秋田に入ったころ、湖東部一帯の低湿な平地は湖岸部から河川下流域に広がっていた。その大部分は開田されずに捨てられていた。

八郎潟流入河川最大の馬場目川の下流部は湖東平野の北部を占める。五城目までの馬場目沢は馬場目川、富津内沢の川は山内川や中津又川などと呼ばれ、合流点五城目から川口までは五十目川と呼ばれていた。中津又川に途中合流する川は浅見内川といった。今は五十目川流域平野には、湖岸干拓部分も加わり、二五〇〇ヘクタールの美田が広がる。

知行半減で移ってきた佐竹義宣にとつて、そのまましておけない土地であった。しかし、この平野の川は蛇行し旧河道や河跡湖があり、水利の上から開田できずにいた。「戸村堰縁起録」によると、この辺の田は日照りが続くことばかり干上がり、低地だけに雨が降り続くと一面湖のようになり水が引かなかつたという。ほとんど天水田状態であったと思われるが、水源とした貯水池は中世中・後期の開田とともにつくられたものであろう。今も森山麓岡本方面の古い溜池は、その名残りと思われる。

## 戸村堰の工事

秋田藩は、広い土地を家臣が開発するのを奨励した。初めは開田した土地を知行地として全部開発者に与えている。家臣と上層農民の開田は、許可願を出し指紙さしがみという開田許可状を藩からもらい開発を行った。「指紙開」という。

藩の新田開発政策と村の農民たちの願望が馬場目川の北側の低地開田という事業で結びつき、戸村堰の工事が始められたのは慶長九（一六〇四）年といわれる。入部後三年目で、この年の八月新しい久保田城が竣工し、城下町の建設が盛んに行なわれていたところであり、黒印御定書を始めて交付する前年のことである。

藩最初の新田開発となったのが、戸村堰開きく工事であることに注目したい。領民との融和と新田開発が、初期藩政の重点施策であるとすれば、戸村堰工事とそれに続く開田は、藩政が村で具体化したモデル・ケースであったといえよう。このような新田開発政策も、後に財政が逼迫ひっばくするともにてつとり早く租税増収を目的とするものに変質してしまう。初め藩や地頭の事業として行なわれたものが、商人や大高持請けの「注進開ちんげん」に変わり、私営の開墾を奨励するようになった。

寛政五（一七九三）年の「御関根元之書附写」によると、堰工事の時代の村は普通三〇戸から一〇戸ほどで、一戸当りの作付が百刈から七〇刈ほどであったとしている。これの真偽は別として、驚くべき零細である。享保一五（一七三〇）年の『秋田六郡邑記』には、村むらの戸数が記録されているが、次のようになっている。



現在の戸村堰（新畑町付近）

岡本恋地村	二六軒	浦横町村	二五軒	小立花村	七軒	白水沢村	九軒
野田村	二八軒	(以上五城目区域)		小池村	二五軒	夜叉袋村	一〇五軒
真坂村	二七軒	真坂新田村	二七軒	浦大町村	五二軒	川崎村	一六軒

小さい村落に零細な農民では、年貢を負担する力はない。開田によって、まず経営規模を大きくすることが必要であった。工事は用排水路の堰を開きくすることから始められ、秋田氏以来の被官である中川宮内に「御指紙」がくたされている。中川宮内は秋田氏時代のこの地方の領主であった安東兵部季村か五十目藤原内記の下で、潟東地方の代官などを勤めていたものらしい。佐竹氏入部とともに、新しく現地採用されて代官となっていたものと考えられる。

しかし、中川宮内にくだされた御指紙は、思いの外難工事で完成できずにいるところから、横手城代戸村十太夫に代わっている。このときの御指紙は「秋田潟東の内十二ヶ村、東は森山流れ、西は八郎潟切り、北は山本郡境三倉鼻切り、南は大川村七田尻鴨鳴切り」の範囲が示されているが、中川宮内は潟東一ニカ村の代官であり、戸村十太夫はこの地域に給分の村を与えられていたものであろう。

この工事が難工事であったのは、この時代の用水路開きくに共通する川の上から引き水して低地へ流すという点であった。揚水機がない場合は、高い位置から川の水を取り入れ、途中でそれぞれの標高をもつ平地に分水しながら低地へ水自身の流れによって導いてくるという長い用水路を掘り進めなければならない。これには高低を見極めて水路を決定しなければならないが、問題はその測量技術にあった。次は、開きくのための道具であるが、水路に当る宮花岬の岩石を掘きくするのが難儀であったという。そして、当然「人海戦術」をとらざるをえないが、農民の動員も問題であった。

水路の決定は、古代の馬場目川が夷湊付近に流れていたとする旧河道を掘り進むことで解決し、道具は農民が始めて見るといふ鉄の鶴嘴が十太夫からくたされ、掘きくが楽になっている。農民の動員は、夜叉袋村・下羽立村の長左衛門・勘右衛門・惣兵衛・七郎右衛門の四人が、村むらの肝煎・組頭衆に呼びかけ、「十六歳以上は男女共残り無く御関へ相

詰め作業す」(『組合略史』)という具合になり、一戸当り五斗の米を支給している。

農民の指導者がいて難工事は完成したのであり、堰を通したのは百姓たちなのである。しかし、水路は今日も指紙をくだされた施工主の名をとって「戸村堰」と呼ばれている。

幹線水路の完成は、『組合略史』によると慶長五年前後とされているが、これでは工事開始どころか佐竹氏入部より早くなってしまう。前後の事情から、完成は慶長一〇(一六〇五)年から一二年までの間と思われる。水路完成の翌年から、本田の外田尻や田頭から開田していき普請奉行に川尻舎人を任じている。川尻舎人についても、はっきりしないが、『羽後町郷土史』によると、明暦二(一六五六)年九月軽井沢村の藩境とりきめの際の御検使方であったとしている。開田が終わって検地野帳ができたのは慶安元(一六四八)年といわれている。

戸村堰を「六カ郷の堰」とか「六カ村堰」とか呼んでいるし、五城目町の字名に「石田六ヶ村堰添」というのもあるが、堰の水が始め夜叉袋村・下羽立村・小池村・川崎村・蒲沼村・一日市村の六カ村に引かれて用水とされたからである。この取水口は、五城目から馬場に馬場目川を渡る場所の辺りであった。五城目から馬川・馬場目方面に川を渡る場所は、小池町と川原町の境の道を川ばたに突き当たあたり、渡辺靖彦氏邸の裏の辺りであった。この渡し場を渡って、念仏車の坂を登ると高崎村に入る。馬道の渡しは、珠巖院(川寺)の道と加賀谷氏邸のところであった。

堰の水は渡し場に接してつくられた横止めから取水され、川原町から現在の紀久栄町の通りに幅広い堰があつて流れていた。そして、新畑町のはずれから矢場崎、面潟方面に流れていくのであるが、その水路は現在とほとんど変わらな。紀久栄町の通りは、大正時代まで大堰端と呼んでいた。そのころでも、幅五メートルほどの堰があり、岸には柳がはえていたという。旧五城目小学校の土手近くにあつた柳の古木も、水路の岸にあつたものの一本であつたかも知れないし、校庭にあつたいくつかの古い池は、用水路の名残りかも知れない。石井三友の著書にも、「大関ばた」と書いた地図がある。

上町裏の取水口が現在の馬場目川・富津内川の合流点のあたりに移つたのは、『組合略史』によると享和年中(一八〇〇年ごろ)としている。これは、「戸村堰縁起録」からとつたものである。しかし、この年代に対する異論もあつて、分銅志静氏は「史跡めぐり・戸村堰」(『広報五城目』昭和四三・二・一)で、渡辺彦太郎が馬場目川を新川掘替えなどによって改修した嘉永六(一八五三)年以降としている。

一日市村の御役屋鈴木五助の彦太郎宛の書簡に「小生も見分仕候処、堰根を登せ、堰筋掘替候へは、堰根村も大に宜」とあるところから、改修工事以降としたものであろう。多分、享和年間の堰口変更は、小池町裏からのぼつた合流点のすぐ下流あたりの五城目木材の裏手のところであろう。現在には用水路の余り水を川に落とす水路になつている。嘉永六年から安政四年ごろまでの新川掘替えにあわせた取水口変更は、さらに上手にのぼつたものと考えられる。現在の広ヶ野橋近くの取水口はそのときからのものである。

村の人びとは、藩政最初の指紙開きを成功させたが、そのとき完成を祈願した弁財天は、今も堰の神として下羽立にある。また、慶安元年ごろから、普請奉行に代わり水肝煎がおかれ、長左衛門が任命され用水路と馬場目川の水利権も管理するようになったが、後一日市村に御役屋が設けられると、水肝煎の権限の一部がそちらに移されたようである。

### 真崎堰と開発

数字の上からも、馬場目川の南岸に広がる大川地域の村々の新田開発は大きい。この地域は、石崎遺跡の発見によって、その開発の歴史の古さがはつきりしてきたが、集落は低湿な平地に発達した自然堤防上に位置し、低地には天水田が開かれているというのが、中世から近世初めにかけての農業のすがたであつたろう。この地域の真の開発がすすめられたのは、真崎堰の開きくによってである。大川の今日の田園風景は、真崎堰の通水によって約束されたといえよう。

真崎長右衛門季富は、「真崎氏家譜」によると樋口村に本田二百石の知行地をもつ地頭であつた。樋口村は、今日の



岩野から樋口にかけてのあたりで、天和四（一七八四）年の御黒印高帳では樋口村、寛政六年の惣高村附帳では上樋口村となつている。御黒印高帳に、本田当高三四六・四三七石・新田当高三一・二六五石となつていて新田率が五〇%をわずかに下まわつている。

堰が通る前は、開発可能な野谷地が多く、高崎村の落水と村の本田落水、岩野山からの沢水を利用して、切添程度の小規模な新開が行なわれていたにすぎなかった。しかし、落水の利用では灌漑が不安定で、岩野山の浅い沢ではもともと沢水は少なかったから、水不足になることがしばしばで、新開の作付が不可能になり、荒地になってしまった。そこで、樋口村肝煎五兵衛が馬場野目村第尺寺（帝釈寺）で馬場目川から取水し、これから樋口村まで堰筋をたてて引水する計画を地頭の真崎長右衛門に注進した。長右衛門は実地検分した上で、元和元（一六一五）年藩に願い出て翌年指紙をいただいている。五兵衛の注進は慶長の末年から元和元年ごろと思われる。実地検分によつて堰の通る館越村や馬場目川を本田水元としている高崎村、水利権を持つ戸村堰筋の村々との調整談合もしたであろう。

樋口村之内永荒井やち新開之事相心得申候、本田之さハりに成候ハぬ所可有御開候、出来次第二可有御披露候、以上

元和貳年辰十月廿三日

向 右近

真崎長右衛門殿 旨

このときの水利権などの協定は、「川地盤平均水口八尺、横木三段より水通す」という取水口の大きさを決めて取水制限をすることや高崎村・館越村の水利利用など、今日も「水慣行」として関係者によつて厳しく守られている。

水路の工事は、長右衛門の持銀三十貫目余を出し、農民たちが労働力を提供して、元和三（一六一七）年に開始され、樋口村までの幹線水路は翌四年には完成したといわれる。ところが、帝釈寺につくられた横止めからの水入りは取水制限をされていても極めてよかった。今日でも、長右衛門の名をとつて「真崎堰」と呼ばれる水路の水量は豊かで、

その流れは速い。

水量が豊かであったから、樋口村の開田が終わつても、まだ多くの余水があつた。そこで、西野々村のうち畑中・漆原、石崎村、大川村のうち川尻、谷地中村、井川村、北川尻村、今戸村、浜井川村の八カ村の野谷地の開発を願ひ、元和八（一六二二）年に堰通りの独占的な開発権を与えられている。これは、「第尺寺関」と当時呼ばれた水路開きの功労が藩によつて認められたからである。

一にしの野 一うるし原 一畑中 一谷地中 一石崎 一大河尻 一今戸 一浜井川 一井河 一北川尻

右之村新開之事相心得申候、但八ヶ村へ新関之水越候事神妙之由被仰出候、第尺寺通関之内余人開致候ハ、御披露可有之候、以上

元和八年二月廿日

梅津半右衛門

真崎長右衛門殿

水路は、北川尻・井川両村地内を経て今戸村に通ずる井川方面への延長と、西野々・谷地中・石崎の三村と大川村への延長の工事が行なわれ、樋口村で分水している。この分水堰ははじめ三本の水路に分けて並行して流れてからそれぞれの方面にわかれていくので、今も「三本堰」と呼ばれている。

西野々村・谷地中村・石崎村では、これまで本田用水として樋口村の出水と黒坪村（井川町）の西野山あたりの沢水を堤に受けて使つていた。第尺寺堰の水を引いたことによつて、この村むらの開田は大いに進んだのである。この時点での開発は、九カ村全部で四、五百石に及ぶと思われる。真崎堰による灌漑地域は、今日約一〇〇〇ヘクタールとなつており、県内有数の用水路である。

真崎堰用水利用反別（明治二二年調べ）

大川村大字大川

一一四町七反二九歩

同	下樋口	三九町四反二畝九歩
同	石崎	一七町九反五畝一六歩
同	谷地中	七九町八反一九歩
同	西野	九〇町四反一畝一歩
	馬場目村大字帝釈寺	一〇町七反九歩
	馬川村大字高崎	一〇町七反六畝九歩
同	館越	二〇町二反三畝七歩
同	上樋口	六二町六反二畝五歩
	上井河村大字黒坪	八反七畝一二歩
	下井河村大字今戸	九九町六反五歩
同	北川尻海老沢	一二五町一反八畝二三歩
	飯田川村大字飯塚	八〇町二反五畝三歩

このように、馬場目川南岸に広がる湖東平野の開発は、「鍬先次第」とか「堰筋一円」とかいう指紙があったから可能であったのではない。やはり、戸村堰の場合同様、各村の肝煎や上農層の参加によらなければ不可能であった。この階級の参加によって、百姓全部が参加するという形ができあがったからである。肝煎・上農層の参加者は、樋口村肝煎・猿田五兵衛・帝釈寺村宮川松右衛門・館越村斎藤喜左衛門・樋口村伊藤吉右衛門・西野々村小玉重右衛門などの名前が分かっている。また、長右衛門のかわりに直接指揮をとったのは、世継の正親政綱であったという。

真崎氏は開発の成功によって、新田高六〇〇石を本知高二〇〇石に「高結び」し、さらに用水路開さくの功勞に対する加増分五〇石を含め、一躍八五〇石の高い知行取となっている。

樋口村肝煎五兵衛が、開田のうちから二十石を給付されたのは、見立注進者であっただけでなく、工事、開発に直接参画したための辛勞免であったと考えられる。また、百姓の中には下樋口村肝煎嘉兵衛の指示を受けて、潟端通り起上地を長右衛門の指紙下として開田した今戸村治兵衛のようなケースもあって、開発の広がりはこの後も大川地域や井川地域で続けられていく。長右衛門はさらに潟東地方の開発地頭として、藩の絶大な信頼を得て、寛永五（一六二八）年、馬場目川北岸にかかわる指紙までくだされている。

一野田 一小池 一川崎 一ひと市 一かま沼 一屋しや袋

右六ヶ所之野谷地新開之事相心得候、地形様子により鍬先次第たるべく候、但本田のさハリに成候ハハ可被相止候、田畑に不成以前蒞付候よしかや被押ましく候、以上

寛永五年霜月廿三日

梅津半右衛門

真崎長右衛門殿 旨

長右衛門は、わが郷土の地域のほかに元和二（一六一六）年に太平村、元和四年には戸島村で指紙開をしている。

### 開田と十王堂

猿田五兵衛の一族は、以前山内城主三浦氏に仕える郷土（土豪）であった。山内の猿田沢は屋敷のあったところ、湊合戦の前後に上樋口に一族が移ったものらしい。今も猿田家の菩提寺は、山内の円通寺である。猿田一族は、樋口村の草分けとなり、一帯の天水田を開き、沢水・落水を引いて切添えていったものであろう。真崎長右衛門季富は、秋田入部以後の初代で永禄一〇（一五六七）年に生れ、寛永一六（一六三九）年六月七日に逝去している。

「樋口十王堂」は、正しい名前を真崎山万（満）行院という。山号でわかるように、真崎家寄進の地藏尊が安置され

ている。この堂は十王堂と呼ばれる前に、地藏堂と呼ばれていた。いつからか、地藏尊を納める厨子の左右に十体並べられた木彫十王のあることから、十王堂と人びとが呼ぶようになった。

厨子の裏に、「享保七（一七二二）年八月五日厨子建立」とあり、真崎政綱の室照光院が信奉していた地藏菩薩、その子の正親が寄進すると記してある。厨子の扉には、銅板をうち抜いた真崎家の定紋が左右についている。長右衛門季富の次の代政綱は婿養子で、その子を正親という家譜にあるとする説があるが、政綱と正親の関係が代記では逆になっている（『秋田県史』第二巻、近世編上）。開さくの記録にも正親を季富の子息としている。いずれにしろ、新田開発が最終的には真崎家三代にわたる大事業で、地藏尊はそのすべてがおわって寄進されたものであろう。また、地藏堂は猿田一族の氏寺のような存在であり、工事の完成を五兵衛が祈願したところでもある。

なお、十王堂の隣接地は、「真崎屋敷」と呼ばれていて、真崎一族の所有であった。工事を奉行する役所がおかれ、その後は水肝煎の役所にでもなっていたあとであろう。十王堂は、明治のころまでは堰守護の本尊として水利の恩恵にあずかる十一カ村の尊崇を集め、堂の前は「下乗」となっていたという。しかし、今は長らく無住のままに荒れはて什物も失われ、三十数年前堂舎が改築されたが境内は依然として荒れたままになっている。

高崎と館越の間の館越寄りの一帯を「治左衛門堰」という。ここは真崎堰の通水後に開田されたところという。槐さいから村の村役人であった治左衛門は、中山と雀館の間の切り通しを受けもたされ、村人を励まして昼夜兼行の工事をして開田したところと伝えられているが、それを裏付ける史料は見つかっていない。いずれにしろ、槐村としては少なくない田地が開けたわけで、責任者の名をつけて忘れないようにしたものであった。

「樋口」の地名は、用水堰に関係したもので、このほか樋ノ下、高樋なども同様である。樋口はヒグチまたはトヨグチと読み、泉のわくところという意味もあるが、水路の分岐するところという意味である。

樋口村は真崎堰が開さくされる前からの名前である。用水路のできる以前に猿田家が開発したときから、高崎村の落水や沢水を引いた水路を開いて用水にしていたと想像できる。やがて真崎堰が大川方面にのびて、その末端に近いところに開田された土地が広がり、村ができるどころも分水点の樋口であったので下樋口となり、今までの樋口は上樋口と呼ばれるようになったものであろう。

### 指紙開と注進開

佐竹氏が領内開発の第一にとりあげたのは、新田開発である。これは、領内各地に広い未墾地があったからで五城目地域もそれにもれるものでなかったことは、用水路開さく工事の項で述べてきたとおりであった。そして、未墾地の開田は、家臣の力によってなされた。新領地へ小身の家臣の入国を制限しても、なお旧領地での知行の半分しか与えられなかったから、その代償に開発した新田を知行地に加えるという方法をとった。開発の許可状を指紙（差紙・御指紙）といい、それによる開発を指紙開と呼んでいることは前述してある。

指紙開は、本田に影響さえなければ「地形様子により歛先次第たるべく候」という、強い権利が与えられていた。開墾した新田は、「高結び」と名付けた知行地くり入れが認められたので、藩政初期は指紙開が盛んに行なわれた。

この場合は、開墾の費用の全部または大部分を指紙を受けた家臣が出し、労働力は指紙地の範囲にある村の農民が戸村堰の場合のように、総動員で提供する方式がとられる。農民は苦しい工事に当るが、開田された新しい耕地は、これらの農民が耕作するから、決して損な仕事ではない。七〇刈から一〇〇刈の百姓にとって、耕地が広がることは大いに歓迎すべきことであった。後には、農民の方から開田可能な土地を見つけ、地頭になっている家臣に申し出て、その家臣が指紙開を出願するケースが多くなった。さらにまた、蔵分に編入することを原則とする百姓・町人の出願による「注進開」も多くなっている。

注進開は、農業資本や商業資本を投入して開墾するのであるが、この場合は検地とともに「辛労免」といって三分の一ほどが、開発主に与えられるのがならわしであった。中竿や後竿の一斉検地が行なわれた原因の一つに、新田開発が

秋田藩の新田開発

年 度	本 田	新 田	開発率
寛文4 (1664)	229,466 石	90,381 石	39 %
貞享元 (1684)	221,114	126,015	57
享保元 (1716)	229,826	110,724	48

盛んに行なわれた時期がある。  
郷土でもいかに新田が多く開発されたかは、先にあげた村々の本田高と新田高を比べてみれば一目瞭然であろう。中には槐新田村という名に示すとおり、新田開発によって成立した村があげられている。八郎潟町の上羽立村・下羽立村とも、新田村である。「羽立」は新田という意味である。また、大川の西野村の支郷下夕村・田中村・四ツ家村や谷地中村の支郷茨嶋村・樋下村・四軒村・三軒村も新田開発によってできた新村である。  
表にまとめた「秋田藩の新田開発」をみると、転封されて八〇年間に五七%が開発されている。そして、一八世紀以降になると新田開発がほとんど進んでいない。このことについては、新田開発の必然的にもつ矛盾として、後の章で述べる。藩政初期に新田開発を重点政策とし、それが極限まで行なわれた結果、その後は開発の余地がなくなったとするのは、少々見方が単純にすぎるといえる。

開発は検地が一筆ごとに行なわれ、検地野帳がつけられて終わる。ここにそれを挙げておきたい。

新開と荒をまた畑に起返した分のもので、初め挙げたものは全部畑であるが、田の場合も同様である。

寛政五年十月十日

秋田郡五十目村開起返新開御検地一紙

鶉木下川原上樋口境

下畑<sup>五</sup>四 〓 廿歩 壹升三合 源之亟  
下畑<sup>四</sup>六 〓 式畝<sup>起返り</sup>四歩 四升三合 九兵衛

下畑<sup>六</sup>十六 〓 三畝六歩 六升四合 三郎兵衛

下畑<sup>四</sup>十四 〓 壹畝<sup>起返り</sup>拾歩 式升七合 仁助

下畑<sup>八</sup>八四 〓 壹畝式歩 式升六合 三郎兵衛

下畑<sup>八</sup>八四 〓 壹畝式歩 式升三合 同人

下畑<sup>九</sup>九五 〓 壹畝五歩 三升 庄助

下畑<sup>二</sup>廿九 〓 壹畝廿四歩 三升六合 同人

下川原樋口境はら

下畑<sup>三</sup>廿三 〓 式畝歩 四升 同人

畝合壹反四畝廿三歩

分米合式斗九升五合

内壹斗 本張田之内 子起返り

同式斗式升五合 御指紙分 其新開

寛政五年丑十月十日

戸沢与右衛門

中川久左衛門

この五十目村の文書は、位が最低の畑で、単位が畝という情けない程の零細なものである。次の谷地中村関係も広大な開田とはいえないが、それぞれの村々の開発をトータルすると評価は変わってくる。

小松吉兵衛

出羽国秋田分谷地中村御検地帳

く襦そえ いかり関添 とんとし田

家の前 豊口 高田前 田面沢 見谷地

谷地中 原嶋 あらまたら 嶋谷中

ひ沢道 たゝなれもり

上田 六反参畝拾式歩 分米 九石五斗壹升

中田 貳町五反七畝拾四歩 同 三拾三石五斗五升七合

下田 九町四反八畝拾五歩 同 九拾四石八斗五升

下田 九町六反九畝九歩 同 六拾七石八斗五升

上畑 貳畝四歩 同 壹斗七合

中畑 五畝七歩 同 貳斗壹升

下畑 一反貳畝八歩 同 三斗六升八合

下畑 九畝廿九歩 同 壹斗九升九合

屋敷 貳反八畝廿壹歩 同 貳石八斗七升壹合

右田畑屋敷合貳拾貳町九反七畝拾九歩

分米合貳百九石五斗貳升壹合

五拾九石六斗八升壹合 本田

四拾九石参斗参升九合 並開

百石五斗五合 開真崎正親

村下百姓下

家数拾六軒

米九石五斗六升五合 苗代別帳有

慶安元年五月八日

塩 又兵衛

小介川弥生

真宮三右衛門

秦李右衛門

片野彦右衛門

慶安元（一六四八）年の検地帳であるが、おわりの部分に「開真崎正親」という項があり、分米の約半分が彼の給分となつている。谷地中村とその支郷は、沖積平地のまん中を占める場所であるが、真崎堰の開さくによつて広い新田が開かれたのである。石崎村の同年の検地帳にも、「開小野久五郎・開真崎正親」という項があり、合わせて分米の四分の一ほどとなつている。この検地帳がつくられたのは、真崎堰の幹線水路が完成した元和四年から三〇年後のことである。真崎長右衛門はこれより一〇年前の寛永五（一六二八）年に、馬場目川以北の六カ村に及ぶ指紙も得ている。実際に開墾の指揮をしたのは正親だといわれているが、慶安元年の時点では正親に代替わりしている。湖岸沿いの指紙の分布は次のようである。

真坂村 真坂村之内前谷地新開

延宝四（一六七六）年 石山弥右衛門・皆川甚平

夜叉袋村 やしやか袋道より下町ノ後かたきわまで野やち新開

- 寛永六（一六二九）年 武石角之丞
- 一日市村 一日市・一向堂新開
- 元和四（一六一八）年 人見宮内
- 同 ひと市・がま沼・夜叉袋ほか三か村谷地新開
- 寛永五（一六二八）年 真崎長右衛門
- 大川村 大川之川向北中島新開
- 寛永三（一六二六）年 中川宮内
- 今戸村 大河尻・今戸・浜井川ほか七か所新開
- 元和八（一六二二）年 真崎長右衛門
- 浜井川村 浜井川之内永荒新開
- 元和六（一六二〇）年 根岸惣内・宮田作右衛門
- 同 浜井川村手前知行廻本田畑返り
- 天和二（一六八二）年 吉川瀬兵衛・根岸与市

〔半田市太郎編『八郎潟』〕

大川村関係の検地帳を調べてみると、新田開発が次のように行なわれている。

- 寛文三（一六六三）年 稗田尻
- 延宝五（一六七七）年 大島・今戸狐川
- 貞享二（一六八五）年 中島
- 宝暦三（一七五三）年 中野道下鳥見場・沢見・中島

- 安永七（一七七八）年 下川原
- 寛政十一（一七九九）年 役所下・新川中島・柳谷地
- 天保九（一八三八）年 おて街道上・今戸街道下・下島田・石田街道下
- 安政五（一八五八）年 潟端

〔大川村適産調〕

さらに、村高の変化を調べると、慶長八（一六〇三）年一七六・八八三石、慶安元（一六四八）年三〇三・〇八六石、天和四（一六八四）年五三五・二三一石、宝永二（一七〇五）年四八五・七三九石、享保一四（一七二九）年四七九・七一石となつている。これを、先の村高に対する次の村高という具合に次々にその割合をみていくと、慶安一・七一、天和一・七七、宝永〇・九一、享保〇・九九となつて、後年のほうが急に数値が下がる。しかし、最初の慶長の村高に対して、享保の村高をみると二・七一となつていて、ほぼ三倍の高度成長である。この数値は、約百年にわたる新田開発による増加率なのである。

大川村の享保一四年一八世紀前半の新田率は、村高四七九・七一〇石、新田高三〇二・八二七石で約六三%となつている。他の村では、野田村四四%・下樋口村一〇〇%・西野村八〇%・石崎村四一%・谷地中村七九%・浦横町村四六%・岡本村四六%となつていて（秋田県教育庁編『八郎潟の研究』）、明らかに沖積平野部の新田率が大きくなつている。しかし沢目地域に入つても新田開発はさかんに行なわれたことは黒印御定書の村高の項で一目瞭然である。富田村や小倉村の新田率は極めて高いことがわかる。また、『秋田六郡総村記』によると、「新坂（真坂？）新田村二十七軒寛永二（一六二五）年梅津主馬正景開」などと低地部の開発が記録されていると同時に、中津又村の支郷として「根小屋村十五軒元禄五（一六九二）年開、川堤村四軒元禄九（一六九六）年開」という記録もみえる。川堤村といえは、富津内川上流の谷あいであるが、そうしたところも一七世紀末には開墾され、新しい村がたてられているのである。その

高は不明であり、その開発の形も分からないが、開発は決して低地・平地だけではなかった。もう二、三、その例をあげておく。

御指紙写

- 一 馬場野目村之内
- 一 猿沢 一 小猿沢
- 一 つるぎ林 一 こだか沢 一 梅之木野
- 一 杉沢野 一 小平谷地
- 右七ヶ所
- 右開之儀相心得申候 以上

延宝貳年三月十八日

梅津茂右衛門  
梅津半右衛門

渋江宇右衛門殿

馬場野目村之内杉沢台野恋地

台野堤ヶ台小野台

右四ヶ所田畑新開之事相心得候本田之障に成候者可相止候地形様子により可為鋤先次第仍如件

多賀谷佐兵衛

延宝二年卯五月十三日

渋江宇右衛門殿

馬場野目村之内恋路家之下悪戸

新開之事相心得候本田之障に成者可被相止候地形様子により可為鋤先次第田地二不成以前跡々蒞付候よしかや被押間敷候仍如件

延宝六年午七月廿四日

梅津半右衛門

渋江宇右衛門殿

馬場野目村分小野台之内蓬田野

川阿久戸滝沢阿久戸水沢悪戸

畑返之事相心得候本田之障二成候ハバ可被相止候地形様子により可為鋤先次第候仍如件

延宝七年末二月十七日

梅津半右衛門

渋江宇右衛門殿

右之通御指紙二有之候故右様御心得可有之候 以上

戸祭十郎衛門

寛延四年末十月廿五日

一 関曾右衛門

石井縫殿之亟殿

これは、馬場目沢を支配していた石井家への藩からの知らせで、開田・開畑の指書の写しである。延宝二（一六七四）年・同六年・同七年となっているが、いずれも山深い悪条件の場所である。七年の指紙は畑返りとなっていて、沢水を台の上に引き水する堰を通せるようになったものと想像できる。

五十目村地内関係の指紙ものこっているものがある。

御指紙写

五拾目村之内小屋の下川原上下畑開之事相心得候、但畠返り出候ハバ御本田水故出目八御公地江可被指上候、若本

田障に成候ハバ可被相止之地形様子により可為歟先次第畑返不成以前跡々より苅付、萱草押間敷候、依如件 以上

梅津茂右衛門

梅津半右衛門

延宝四年辰八月一日

渋江宇右衛門殿

五拾の目村之内の木の下川原悪戸、同所御本畠返、同所杉ヶ崎の畑開、但三(山)内村すか沢境切、同所坊沢西をなかくら迄畠開、同所川向出川原新開之事相心得候(略)

梅津茂右衛門

梅津半右衛門

延宝四年辰八月朔

渋江宇右衛門殿

もういちど大川村の新田開発をみると、延宝四(一六七六)年に大川村肝煎多右衛門が、今戸村本田堤の上手の草飼地を「注進開」している。同年一月には村高三四石八斗七升、翌年七月には村高一石三斗三升七合(いずれも免四ツ五歩)を、大川村の内辛労免として給付されている。多分、給付地が大川であるところをみると大川・今戸両村にまたがる開発であったと思われる。

新開主自身のために地頭が行なう指紙開は、強力で権利地も広範である。これに対して、藩のために行なう開発を注進開(忠進開)といっている。これは、百姓・町人が地頭や藩に注進し、彼らが彼らの資金と計画と作業によって開発するが、新開地は原則として蔵分となり、その一部分が辛労免として注進者に給与されるという開発のしくみである。多右衛門が注進開をした一七世紀後半の延宝年間が、指紙開から注進開に移行していったところである。これから後は

注進開が多くなり、やがて注進開だけになる。それだけに、規模の小さいものばかりになる。後で取り上げるが、幕末の渡辺彦太郎の開墾もこのケースに入るであろう。

高崎村の肝煎をつとめた館岡家の文書に、一八世紀初めから半ばまでの同家の注進開をまとめたものがある。

元禄十四年御忠進御帳

正徳貳年御忠進一紙

一分米合三石七斗式升

一分米合五斗五升式合

内壺石三升六合

畑返り

内三斗四升八合

畑返り

内九斗三升式合

御蔵分

内三斗壺升三合

御くら分

同壺斗四合

与右衛門被下候分

同三升五合

与右衛門被下候分

同式石七斗式升四合

野開

同式斗三合

村開

内式石四斗五升二合

御くら分

内壺斗八升三合

御くら分

同式斗七升式合与

与右衛門被下候分

同式升

与右衛門被下候分

宝曆四年御忠進御帳

享保八年御忠進御開

一分米合式石式斗四升式合

一分米合壺石壺斗壺升式合

畑返り

内壺石三斗五升九合

御蔵分

内壺石壺合

御くら分

同壺斗五升壺合

与右衛門被下候分

同壺斗壺升式合

与右衛門被下候分

同七斗三升式合

村開

内六斗五升九合

御くら分

享保十一年御忠進開

同七升三合

与右衛門被下候分

一分米合八石八斗六升九合



内四石三斗四升八合 畑返  
内三石九斗四升六合 御くら分  
同四斗貳合 与右衛門被下候分  
同四石五斗貳升貳合 村開  
内四石六升九合 御くら分  
同四斗五升貳合 与右衛門被下候分  
分米惣合拾六石五斗三升五合  
内八石三斗五升五合 畑返り  
内七石五斗五升壹合 御蔵分  
同八斗四合 与右衛門被下候分

五〇年間実には零細な開田で、しかも畑返しが大部分である。そして注進開は蔵分になるという原則も、記録にはつきりあらわれている。

以上みてきたところ、指紙開でも注進開でも、用水路開さくの経費が指紙主や出資者によって支出されるが、開さく工事・開田工事はすべて農民によって行なわれている。そして、畑返しと荒開きの場合には二年、新開の場合は三年の「鍬下年季休み」ののち、新開検地や起返し検地によって名請人が決定される。普通、開田人が名請人になるが、共同作業のときは「百姓分」が行なわれる。そして、新田免は本田免より一免から一免五分も低く、小役銀でも蔵分は当高一〇石につき一九匁と半役銀、給分でも本田より一二匁ほど低かったから、本田百姓ばかりでなく血縁や二・三男も開田に加わり、その持高を増やしたり自立して名請人となったりしている。

さらに、面白いケースは、真崎氏の指紙開をした北川尻村のうち海老沢村では、阿仁の沖田面・大海・釜沢などの村むらから百姓を移住させて、新田開発させている。海老沢村（現井川町）は、真崎堰の延長による開墾で移住者の新田村として寛永二〇（一六四三）年誕生した村落である。いずれにしろ、新田開発は藩の重要な政策ではあったが、それをやりとげたのは村むらの百姓であった。肝煎たちの名前は、今も残る古い開発の記録にみられるが、真の開発を行なったのは無名の多数の百姓たちであった。郷土に生きた近世の百姓たちは、まさにそうした農民たちであった。

### 水慣行

農業用水を引く堰ができて、その水をどう引き、どのように利用するか、ということが関係する村むらの上では少なくとも多くても多くてもうまくないのである。多い場合でも捨て水を簡単に田に入れるわけにはいかない。また、時期の問題も重要で、必要なときに必要なだけの水量が、田に入るようであればならない。

このように水の管理は決して容易なものではない。そのため、用水路の利用とその維持管理は、村相互の細密な協定をとりきめ、水肝煎をおいて本田肝煎・新田肝煎がこれに協力して運営していくことになっている。水肝煎は、本田肝煎から選り兼ねしている場合が大部分である。

用水の利用や堰の維持管理等は、稲作の死命を制するのであり、成文化されたものや成文化されていない規則・契約・約束・申し合わせなどが作られ、今日でもそれが生きて守られている。このような事項を「水慣行」と呼んで、法律以上の力をもっている。

#### 館越村田地水掛り並道乗之覚

- 一、大川掛り壺ヶ所馬場野目村より留
- 一、沢掛り式ヶ所 内壺ヶ所はたの沢
- 同壺ヶ所ゆふり沢

右之捨り水高崎村関へ落申候

一、橋壺ヶ処長サ三間幅壺尺五寸式枚

一、道間数百式拾間 間坂村

一、たて越村より久保村まで 川壺つ

一、同村より馬場野目村迄六丁

一、同村より高崎村迄四丁

延宝貳年

とら八月廿八日

黒沢甚兵衛様

一、たて越村と久保村之境高崎村落関切

一、たて越村と馬場野目村岩城掘切境

館越村の延宝二（一六七四）年秋の「水掛り並道乗之覚」には、馬場目川（大川）を馬場目地内で横止めをつくって引水していること、はたの沢とゆふり沢からの沢水を引いているという三カ所の水源について記録している。さらに、捨り水（したり水ニ余り水）は、高崎村の堰におとして隣りの高崎村で利用している点にも、筆がおよんでいる。

また、川や用水路が村と村の境界となつていことも、この「覚」によつて知られる。これによると、馬場目川の取水口は、帝釈寺（第尺寺）の取水口をさしていると思われ、館越村の用水は沢水で、量も少なく水温も低いから、大部分を第尺寺堰（真崎堰）の水にたよつていたものであろう。

実は、この真崎堰の利用の館越村の権利をはつきりさせる一つの古い文書が伝えられている。

川せき三門口はらへし時分にしの新ひらき百姓のこりなくめしつれ如在なく可致候、水の儀八半分はたて越へ御引

可致候、半分はにしの新ひらき之水にて御致し而定水にしの村御通可致候、以来如此一筆申上候

元和八年四月八日

樋口村きもいり

たて越村

五兵衛

きもいり

吉右衛門

七右衛門殿

惣百姓

惣百姓衆え

元和八（一六二二）年というのは、真崎堰が樋口村まで開通してから後、延長工事をしてその堰筋の独占的開発権が与えられた年である。この年二月に真崎長右衛門に指紙がくだされているが、この堰水使用の権利書はその二ヵ月後に、水肝煎であつた樋口村五兵衛から出された。館越村は、村のすぐ後ろに中山から馬場目にのびる丘陵が迫つて南をふさぎ、北の前面は、すぐ馬場目川のはやい流れになつて向いに久保集落がある狭く細い場所にある。馬場目に通ずる街道のほかは、両側は屋敷でひと筋の用水堰も通せる場所ではないし、高崎との間の畷も村の戸数からみて狭すぎる面積しかない。館越には江戸時代以来、戸数をこれ以上ふやさないとという不文律のようなものがあり、事実戸数は現在もあまりふえていないはずである。それだけ田地の面積が小さかつたのである。このような村地内に堰を通すには、それ相応の見返りが必要であつた。即ち、用水路維持費用の無償と、捨て水の無制限の利用がその代償として約束されたというのが、最初の樋口村新開の指紙が出た元和二（一六一六）年の協定という。さらに前と比べものにならない広大な開発に当つて、用水路の幅などをひろげる必要も出てきて、さらに新しい協定を結んだものであろう。

文面には不分明なところもあるが、半分は使用の権利があるということである。そうはいつても、あまり広くない限りのある館越の田地の水の需要は決して半分など必要ではなく、極く少ないものであつたであろう。この協定は、むしろ平年よりも日照りで水不足のときにこそ有効であつたと思われる。

先に掲げた文書は、館越村の重要文書としてはじめは村の草わけである斎藤家が保管していたが、後になって解約されるのを恐れて村人に公開し、年番の家が保管の責任を持つことになった（馬川尋常高等小学校編『南秋田郡馬川村郷土誌』）。現在は表装して年番が保管している。

### 水利紛争

堰水に対する権利を守るだけでなく、堰の管理や普請についても、それぞれの村には権利や義務があり、大きな発言権をもっていた。寛政三（一七九二）年の文書をみよう。

乍恐口上書奉願上候御事

一（前略）先月廿一日右七ヶ村肝煎並多勢罷越、当村之内関畔通之田地江杭打関縁削落水稜、関水口共二相潰之由承り相答候得共、先年之関畔せまく其後御検使様御見分之上、**輪**九尺拝領仕候段、（略）御張紙も可有之処二御帳二ハ御張紙無之と挨拶仕候処、右村々肝煎申二ハ、其村先年肝煎申二ハ此方田地とハ延地も有之候故、御張紙不申上候段御検使様へ御答申上候而御張紙有之間敷候、（略）右田地杭打候場処ハ御高地二御座候得者各取致二而田地潰之段難心得候と申談候処、右村々肝煎申二ハ左候ハバ急御検使様願上候間同意願可申上趣申事二候得共、私共挨拶仕候ハ田地相潰不申以前々取合候得者幾重二も致間敷事二ハ無之候得共、各所致候ハ田地相潰年々御座候得者同意致兼候趣申仕候、右七ヶ村肝煎申二ハ其村同意無之候得者此方二而急御検使様奉願拝領仕候由二而被歸り申候

一是迄之関畔けつり候得者田地之上関事故少々之雨二も関畔より水越猶水抜関掛関共相潰、関畔より前々水涌出水いかりと罷成、田地埋り植付候而も本関畔二突上り不申候而も相仕付候儀も相成間敷奉致候、依之右七ヶ村より急御検使様奉願候由二御座候得共、今以被仰付無之迷惑千万二奉存候間、乍恐右村々江被仰付私迷惑二相成不申

御田地植付仕候様被成下度奉願上候

右之趣乍恐以御慈悲宜敷様、被仰付被下置度奉願上候

以上

寛政三年

館越村肝煎

小三郎

亥五月

同村長百姓

喜左衛門

野内蔵人殿

作助

久五郎  
小八郎  
庄兵衛  
喜八郎

館越村からの他の七カ村による村内での勝手な堰普請に対する、厳しい苦情である。館越村では早速他七カ村に抗議し、普請による潰地は御高地であるので、旧に復するように申し入れたが、ラチがあかないので、郡方に御検使を願っている。七カ村からも御検使派遣を願っているようだが、迷惑しているのは当方だといっている。

この結果がどうなったかは、関係する記録は見当らない。しかし、下の七カ村にとって重大な用水路の修理であつても、館越村にとっては寸土も潰せないのである。

館越本間家文書には、次のような「写」があるが、年代は不詳である。

関水証抛写

一真崎様御関二付此度下筋七ヶ村二て御検地奉願豊田幸左工門様小泉七郎右工門様棚田文兵衛様、右御組合被為出在処より水上段々御吟味被遊候、当村金十郎家下先年よりはごばり候得共右之通致候而日照之節難儀二候間、やらいなしに当村本田関口六間わり上げ屋らいなし二可致旨被仰付、下七ヶ村可有是分御尋被遊候得共七ヶ村随分

宣キご座候

而御落合申候ハバ夫より領之捨り水御吟味被遊候得共当村二一切捨り水無御座候、槐村かかり関高拾八石分と苗代かけ水作助家後へ御出被遊候、御見分被成置候得共少も捨水無御座候間下七ヶ村大キ二御念入申候、無残御見分相済御歸之由御宿ハ上樋口村肝煎仍而当村肝煎長百姓御才足二而罷上り候得者、先年関通り時分定書付等も可有之候間、此度指出し候儀被仰付、仍而元和年中関通し時上樋口村肝煎処より受取証抛一統人申候、御一見之上書付之通り館越村水半分引取可申候、半分新関江相通し可申候、当村江被仰付候下七ヶ村者右関無如在井払ふしん並関畔給水捨不申候様二水引取可申候分仰付候

館越村写

元和年中の取り決めが、ここでも「館越村水半分引取可申候、半分新関江相通し可申候」を中心にして普請の場合も強い発言権をもっていた。堰普請の費用割となると、高に応じた計算でよいはずであるが、そう問題は簡単ではなくトラブルのたねになった。

先年真崎九十九様御祖先二而御取立御堰二御座候水掛り高千七百五拾石余、御堰郷八ヶ村二而水門并二御普請仕被有候然者右高之内百三拾石余立越村水掛り高二御座候故、先年より去成年迄残七ヶ村同様二諸普請人足並二水門立替其節堰根杭柴共二右高二向わり合指出し成候処、亥年ノ人足並普請入目わり合共二指出し之様二数度申遣候処二、右村より申成ハ私共村沢柄有之、普請人足並其外水門立替杭柴差出候儀相成不申候趣口応申越候（略）

館越村より挨拶二ハ御訴之儀ハ七ヶ村勝手次第第二可致旨申越、然者御訴之儀者前書二奉申上候通り恐入奉存候故押返口上二而聞届候処二不相替挨拶二御座候、（略）御吟味之上先年之通七ヶ村同様二諸普請入料共指出し候様二被仰付被下度奉願上（略）

寛政五年丑五月

上樋口村肝煎

五十目村肝煎殿

堰水を利用する「御堰郷」八カ村が、水かかりの高によつて水門立替えなどの工事費用を分担するのには、館越村が非協力であるばかりか、手ごわい苦情（挨拶）をいって困るので、「七ヶ村同様二入料指出し」するよう仰せつけられるようにという訴状である。寛政五（一七九三）年に親郷の五十目村肝煎あてに、寄郷の上樋口村肝煎が訴えている。この程度の争いはよく当事者間にあるトラブルで、親郷の調停によつて解決したものであろう。

分水についての苦情や願いも多く、文政七（一八二四）年申三月廿六日の日付のある「高崎村之内槐村本田関分水館越村之内より 関口村出し 扣覚帳」には、槐新田村の「御本田関寛政年中（一八世紀末）より真崎殿御関江同水二相成水引」してきているが、その館越村本田堰からの水では式捨石も「捨り高」になつていと訴えている。これの解決には、水口を広げ「取水水」を多くするしかないが、それには多くの利害がからんでなかなかうまくいかない。「真崎堰縄手本分水」から直接引かせてもらいたいというのである。これについては、同日付で「御本田道関御証抛壺枚入新田村」という文書も残されている。この一年前に「此度槐新田村御田地懸関水不足二付当村同水口より定水二流し」ているという館越村肝煎長助、長百姓喜右衛門・小三郎・小八郎・庄兵衛からの武藤東治あての文書がある。館越村からの捨て水では、いくら定水に流しても水不足は解決しなかつたのである。

ところが、同じ文政七年八月に蓮沼仲支配所吟味役下田甚兵衛・赤須半之助から、郡方吟味役普生兵右衛門に出した書類には、戸村堰の水不足を訴えているのである。このような訴えが出されたのは、第尺（帝釈）寺村で「川留無残留切」るような川留めにし、取水口を広げるなどしているが、もともと水利権は戸村堰のほうにあるので、はつきりさせておきたいということからであった。この訴えをする前の文化元年には、御検使から「其節幅六戸深さ壺尺被明下此後無残川留切不申、川水に準水通候様」八カ村に到達されている。

江戸時代も末になると、開田されるところはすべて開田され、農業用水もこれまでの用水路の流量では間にあわなく

なつてきていたらしい。しかも、川からの取水では自然の条件で川の流量が変化して、特に日照りのときにはいっそう水の量が減り取水量が足りなくなる。真崎堰の取水口より戸村堰の取水口のほうが下流にあるから、水利権を主張するのは当然である。しかも「五拾目村地形の内より川上仕往古より川筋末水之御関根甚た六ヶ敷川留にて年毎難洪」していたのが戸村堰であった。

大川村と水元一件寛

大川村堤水本は熊門之清水ヲ水元二仕北川尻之御田地仕付申来候前に黒坪村肝煎甚兵衛右閼筋被取申候而八大川村一郷相漬申之外無御座候間、御検使ヲ以被仰付被下度段申上候二付、今度名様御検使に御出被成候(略)

一 黒坪村肝煎甚兵衛申上候ハ、大川村より申立候熊門之清水閼筋之水ヲ取私新開仕候由申上候得共、右御田地ハ慶安元年御本帳付古関二而岡半左衛門殿分ニ御座候由申上候二付帳面老筆御調被成候所、熊門之清水字二而筆始メ

下畑(高以外省略) 〓 老升式合本府(符) 人弥兵衛今府人甚兵衛 下畑 〓 三升式合 下畑 〓 老升式合(略) 右御田地五筆御帳付府人甚兵衛ニ御座候、関越野崎下田 〓 三斗六升七合本府人喜兵衛今府人庄三郎 右之通筆続キ相違無御座候然八大川村水本熊門之清水閼筋より右 下田(略) 御田地江水口付申候前々水本ニ御座候、余水有

是候得者大川村堤江水参由甚兵衛申上候、名様仰之御見分被成、(略) 熊門の清水大川村堤水本相究り候、両大川村堤まで関筋通り其合ニ北川尻村閼式筋、谷地中村閼三筋、右五閼共上樋口二而水取申候所ニ甚兵衛右閼、熊門之清水閼水本之由左候得ハ古関之余水ヲ以大川村御本田仕付申二相聞候段御不審ニ付甚兵衛申上候ハ前二申上候通り 御不審ニ而申開難御座候、御吟味之通私御田地水本私庄三郎御田地間閼筋水本ニ御座候、此末大川村水

本熊門之清水閼筋より一切水取申間敷候、毎度之通私庄三郎御田地合ニ御座候閼筋より水取可申候、(略) 一 右之通黒坪村肝煎甚兵衛最前何角と相違成義申上候得共(略) 向後熊門之清水大川村水本閼筋より水取申間敷候毎々之通並之御田地本府人喜兵衛今府人庄三郎御田地と甚兵衛御田地合ニ御座候閼筋より水取可申由申上候ニ

付、先々熊門之清水大川閼より水為取申間敷候由大川村へ被仰付候、依之右之次第先々双方覚罷有候為ニ両村書付老通ニ御取被成候間、此書付之趣写シ申候(略)

一 (略) 黒坪村肝煎甚兵衛大川村堤水本熊門之清水閼筋之水ヲ取口〓右之田地開申候由慶安元年御本帳付右開二相

口候田地ヲ近年開と申上候得ハ、黒坪村肝煎甚兵衛ニ申掛致候段御断ニ御座候、庄八申上候ハ絵図ヲ調可申候由被仰付候間其絵図江新開と書印申候、私共口上書ニ而御会所へ申上候ハ新開仕候トハ不申上候と申上候二付(略)

大川村水本閼より甚兵衛水ヲ取申候間新開ニ可有是と存近年開中段申上候、名様御不審ニハ他江(郷)田地二而古田新田之次第不存候ハバ毎度取不申候、大川村閼より水取申候間向後水取不申様ニ(略)

一 右之通両村共ニ相違無御座候、為後之両村肝煎長百姓印判仕指上申候 以上

大川村肝煎 庄 八

同村長百姓 彦右工門

甚十郎

門兵衛

久 治

与右衛門

庄左衛門

久五郎

甚三郎

曾兵衛

小兵衛

享保六年

丑ノ九月十七日

黒坪村肝煎

甚兵衛殿

右検使田中藤左衛門殿戸崎太郎兵衛殿岩堀吉右衛門殿御見分二而相済、則両江より右之受取二而証文致、両江肝煎  
印判二而指上ケ申候  
以上  
大川村肝煎 庄 八

享保六（一七二二）年の大川村と黒坪村（井川町）との水元についての争いの、一件落着の書付けである。この争いに終止符をうつには、郡方役人の調停が必要であった。大川村には、真崎堰よりも前に黒坪村地内の熊門之清水から堤に水を引いており、これもまたその後も重要な水源であったらしい。下流の村は、水元近いところで分水されれば、田地の死命を制されるわけで争いとなったものである。これも、慶安元（一六四八）年の黒坪村の新田開発にからむ問題で、その後の開田による両村の水不足が深刻な問題となったと思われる。

### 用水路に関するとりきめ

近世での用水路費用の分担と用水の分水が具体的にどんな数字であらわされるかはわからないが、明治時代の数字は、前時代のもの踏襲したものであろう。分量は、水を幹線水路から流す水門や樋の口の大きさ、堰の幅などで決めている。それに、通水の日どりと時間の長短と時刻なども、細かにとり決めておく必要があるし、田地の面積とそれぞれの土地における農作業との関係も考慮に入れておかなければならない。早魃<sup>かんばつ</sup>や洪水の際の対処の仕方も決めておかなければならない。水慣行には、こうした事項が周到にこまれているわけである。

真崎堰用水費大割当高（明治二九年一月）

- 一、五〇七石四斗五升七合 大川村西野
- 一、五〇九石 大川村大川
- 一、四一〇石 下井河村今戸

- 一、三〇六石四斗一升二合 馬川村上樋口
- 一、二一四石四斗八升九合 大川村谷地中
- 一、二〇二石二斗四升三合 下井河村北川尻
- 一、二〇五石四斗九合 同 海老沢
- 一、一七一石二斗四升七合 飯田川村飯塚
- 一、九六石八斗五升五合 大川村石崎
- 一、二〇石 馬川村高崎
- 一、二石一斗九升二合 上井河村黒坪

〔五城目町の歴史〕

館越の分がのっていないのは、元和年間の開さくの時点での約定が、守られているからである。

水路の分水度量（明治二三年）

- 1 馬場目村帝釈寺水門口 一丈
- 2 同村同字に係る分水口 七寸
- 3 同村同字に係る分水口 一尺
- 4 同村同字に係る分水口 四寸
- 5 同村同字に係る分水口 四寸
- 6 馬川村館越に係る分水口 三寸
- 7 同村同字に係る分水口 二寸四方埋樋

- |           |                        |           |
|-----------|------------------------|-----------|
| 8         | 同村同字に係る掛堰              | 八寸位       |
| 9         | 同村同字に係る分水口             | 三寸四方埋樋    |
| 10        | 同村同字に係る苗代掛             | 埋樋        |
| 11        | 同村同字に係る分水口             | 二尺五分      |
| 12        | 同村高崎に係る分水口             | 六寸四方埋樋    |
| 13        | 真崎堰、馬川村上樋口に於ける第一総分水口   | 一丈四尺五寸    |
| 14        | 大川村西野、馬川村上樋口に係る分水口     | 三尺        |
| 15        | 真崎堰、馬川村上樋口に於ける第二総分水口   | 一丈三分      |
| 16        | 大川村西野、馬川村上樋口に係る分水口     | 二尺八寸四分    |
| 17        | 大川村西野、馬川村上樋口に係る分水口     | 二尺六寸八分    |
| 18        | 大川村西野、馬川村上樋口に係る分水口     | 五寸        |
| 19        | 大川村谷地中に係る分水口           | 六尺        |
| 20        | 大川村谷地中、下井河村北川尻に係る分水口   | 一尺五寸      |
| 21        | 大川村大川、下井河村今戸、北川尻に係る分水口 | 一丈一尺      |
| (22・23・26 | 町外につき省略)               |           |
| 24        | 大川村大川に係る分水口            | 六尺九寸      |
| 25        | 大川村谷地中、下井河村北川尻に係る分水口   | 六尺四寸      |
| 27        | 大川村谷地中掛                | 28 大川村石崎掛 |
| 29        | 大川村谷地中掛                | 30 大川村石崎掛 |

- |    |         |            |
|----|---------|------------|
| 31 | 大川村谷地中掛 | 32 大川村谷地中掛 |
| 33 | 大川村谷地中掛 | 34 大川村下樋口掛 |
| 35 | 大川村大川掛  |            |

〔五城目町の歴史〕

真崎堰費賦課金法決定書（明治二十九年一月）

草払場

- |        |        |        |    |
|--------|--------|--------|----|
| 一、二三三間 | 上樋口    | 一、三九六間 | 大川 |
| 一、一五五間 | 海老沢・黒坪 | 一、三二三間 | 今戸 |
| 一、七三間  | 石崎     | 一、一六間  | 高崎 |
| 一、一三五間 | 下樋口    | 一、一〇二間 | 館越 |
| 一、一五七間 | 谷地中    | 一、一五七間 | 飯塚 |
| 一、三八五間 | 西野     | 計二二六間  |    |

〔五城目町の歴史〕

このようなどり決めも、水慣行のひとつである。明治時代になると、水肝煎は水利組合法の施行によって、数カ村にわたる水利組合に組織されていく。しかし、農業用水の重要さは少しも変わらなかつた。そうであればあるほど、近世の歴史と生活の流れの中で積み重ねられてきた慣行や規則は、非常に重いもので、時代を超えて生き続けてきたことがわかる。

## 村々・百姓

すでに藩の成立や新田開発で、村のいろいろな面を述べてある。このあとは、本町の特長である山林経営との関係で、村の一つの面を述べる予定である。

「村」は領内統治の基本単位であるから、年貢の割当、法や規則の伝達、宗門改（戸籍事務）、等々は村単位（村請制）であった。

そのような統治単位としての面などを述べることにしたい。

### 親郷・寄郷・支郷

江戸時代の村は、村落のひとつひとつが村という単位で数えられる。中世ではかなり広い範囲に散らばる村落をひとまとめにした「郷」を、村として領主は統治していたらしいことは、五十目の呼び名が浦から山内までの館の主につけられている点から想像できる。しかし近世では違う。

佐竹氏が移封されてきて、藩の行政組織を地方に確立する仕事の第一着手は、行政単位としての村をはっきりさせることであった。最初の検地先竿にさきだつて、あるいは同時に、「村切り」という村境の確定をしているのがそれである。村境は、峰・山の尾根や沢・川や用水路・道路などの自然物を目じるしに、村落ごとに村切りをしていった。このときの村は、今「字」としてのこっている。

このように村落を一単位の村としていくと、当然のことにひとり立ちのできる大きな村と、実力の伴わない村とができてくる。また、新田開発が進みいわゆる新田村がつくられると、これも初めのうちは実力のない村とみられる。そのため、藩では年貢・諸役の割当やその基礎となる検地を行なう便宜のためには村落単立の村を、行政上の便宜のために

は数カ村から十数カ村を組みあわせた単位をつくった。この村の組みあわせが「親郷制」である。

この場合、グループの中心となる村が親郷であり、組み合わせられた村々は寄郷と呼ばれている。さらに村ではあるが極く小さく、年貢・諸役の割当が親郷や寄郷にふくまれて御定書に記載されるものを、支郷と呼んでいる。支郷の小さいものには、「家員三軒」などというのがある。

秋田郡浦横町百姓分調一紙

当高九石三斗七升

白井三軒

同老石七斗式升五合

打職免職

同老石老斗式升壹合

御代地不在分

同六斗四合

御代理被下分

残七石六斗四升五合

同老石五斗式升八合

甚太郎

同六石老斗老升七合

長四郎

(以下略)

享保一三（一七二八）年申正月二三日のこの書付の浦横町（村）は寄郷で、その支郷は白井（村）である。戸数は三戸であるが、高は高持の百姓は二戸である。村高の内容をみると、一戸か二戸の百姓が欠落しているようである。それを入れても白井村は四戸か五戸の村にすぎない。

前にあげた「六郡惣高村附帳」によると、馬場目川の谷の村々、富津内川・浅見内川の谷の村々の親郷は五十目村であり、馬場目川南岸の平地の現在の太田地域付近の村々の親郷は大川村である。一日市村が親郷となっているグループは、馬場目川北岸の森山・高岳山までの平地の村々ということになる。五十目村グループが非常に広く、寄郷の数も庄



倒的に多い。

親郷の村の肝煎は、親郷肝煎といわれて特別の権力をもって組み合わされた村々を統括した。親郷肝煎は単なる村の役人というだけの職務・権限を超えていた。今も親郷肝煎あての村方の文書が、多く残っているのはそのためである。親郷肝煎あるいは頭村肝煎と呼ばれる役職の任務は、藩と村の中間の機関として上意を村々に伝えるとともに、村々の年貢上納を総括し、村内や村相互間の紛争の調停と未決紛争の上申などであった。

親郷制は延宝三（一六七五）年ごろから実施されたものらしいが、これによって上意下達が迅速・確実になり、郷費が節約された（『秋田県史』第二巻）という。

## 村

そこで、村というのは単なる行政上のしくみのひとつなのだろうか、いったいどんな性格をもっているのだろうか、という問題が浮かんできるといえる。今日われわれがいう農村という意味や町よりも人口の少ない自治体という意味とは、近世の村はちがうようである。まず、『秋田六郡総村記』にあげられた郷土の村をみたい。自分の居住地はどうなっているだろう。

- 一 小立花村 家員七軒 宝永七（一七一〇）年小郷故浦大町支配願
- 一 白水沢村 同九軒 同年右同断願
- 一 浦横町村 家員廿五軒
- 一 岡本恋地村 同廿六軒 高百廿七石余
- 一 野田村 同廿八軒
- 一 五十目村 家員二百九十八軒 市日二七親郷村也
- 一 上樋口村 同廿八軒 上樋口支江山田村四軒

## 郡村改迄樋口村ト云

- 一 下樋口村 同十八軒郡村改二古江村名目改黒印賜ル
- 一 高崎村 同十七軒 高崎支江坊村八軒 田中村十二軒
- 一 館越村 同廿二軒 高百六十石余
- 一 久保村 同廿四軒
- 一 槐新田村 同六軒 改日、新田郷吟味ノ上黒印被止最寄ノ村へ可加哉 御高六十石余
- 一 馬場野目村 総名ナリ 支郷中村ト云民家有リ、改二野ノ字除クモアリ 近辺ノ大郷 高千四百石  
天正之頃安東五郎季宗住居ナリ
- 一 大釈寺村十五軒 町村四十八軒 門前村七軒 小才村五軒 寺庭村廿四軒 中村卅六軒 大吹沢村十二軒 坊ヶ  
沢村六軒 中屋敷村十軒 水沢村十九軒 平野下村十三軒 恋地村四十三軒 杉沢村廿一軒 大琴村五軒
- 一 中津又村 家員七軒
- 一 八田村十三軒 堂ノ口村五軒 御蔵下村八軒 増田村十軒 小林村六軒 落合村十七軒 高田村卅三軒 北村  
十五軒 根小屋村十五軒 元禄五申年開 川堤村四軒 元禄九子年開
- 一 富田村 家員四十五軒
- 一 黒土村 同十六軒
- 一 湯野又村 同四十五軒 湯の又支江外野沢村廿軒 小川口村四軒
- 一 浅見内村 同七十五軒
- 一 山本郡上岩川村ト秋田郡浅見内境ハ打渡り村西の又入り通松木沢ノ節台村高杉長根伝へ峯切
- 一 小倉村 家員十七軒 御高五拾八石余

山本郡程沢村と秋田郡小倉村ト境八比ノ沢長根より谷地倉ノ西長根迄峯分水落次第

一 山内村 家員廿軒

中嶋村一軒 荒町村廿三軒 和田村三軒 門前村六軒 山根村五軒

戸数の記録は一部であるが、「秋田六郡村々御高附帳写」にもある。

駅馬 大川村 百廿一軒

宝永三古江村支配二ナル 石崎村

宝永七小江故浦大町支配二ナル 小立花村

浦横町村 廿五軒

岡本恋地村 廿六軒

親郷 五十目村 三百軒

改メ上ノ字除 上樋口村

御黒印二古江村ト云 下樋口村

天正ノ頃安東五郎季宗住ス 馬場野目村

集テ二百七十軒

山本上岩川村ト浅見内村ト山堺 中津又村 集テ百卅軒

富田村 四十五軒

湯野又村 四十五軒

山本上岩川村ト山堺 浅見内村 七十五軒

山本種沢ト山長根通り堺 小倉村

戸数をみると、小村で戸数が少ないから支郷というのは単なる原則で、実際には寄郷なみの村が少なからず支郷となっているだけでなく、まれには寄郷より大きい村さえある。親郷・寄郷・支郷のシステムからはみ出している村もある。馬場野目村がそれである。

はじめ馬場野目村という名前であったのが、郷村改によって「野ノ字除ル」とされ、馬場目村となった。慶長一〇年の御定書に「馬場ノ目」としているが、野を用いても、それを除いても読みは変わらなかったと思われる。御定書に村とないのは、少なくとも村切を決めた藩政初期の段階では、馬場目村はなかったものかも知れない。便宜的に、中世の馬場目郷にまとめて、馬場目川の谷あい全体をおさえたものらしい。『総村記』に「総名ナリ」としているのは、馬場目村という親郷もしくは寄郷が存在するのではなく、広い地域に散在する多くの支郷のトータルとして馬場目村の名がつけられたということであろう。この付近で総名となっているのは、他に和田妹川村の一例だけである。

秋田藩の林制に、藩の山林に接する村を「麓村」といい、山林の作業の役務を提供するしくみが定められているが、これは藩政当初からあったわけではない。麓村を組織するために馬場目村という特別な村をつくったのではない。この村は、寺庭の石井家が各村の肝煎の上になつて支配していて、後は藩の山林とも関係してくるが、石井家の支配は非常に特異な形態といえることができる。

ここに抜いてあげた『総村記』と「御高附帳写」で、特に記録してあるのは郡境である。村では村境が大事であった。

#### 馬場目境手形

此度当村平均御竿被入置候二付村境之儀御検吏様より御座候、

然者黒坪村と馬場目村境之儀者先年之通小猿沢長根通水落次第二御座候、尤於以後違乱無御座候、

其為相互二手形被取替仕候

以上

馬場目村肝煎

専右工門

享和二年

同村

専之丞

黒坪村肝煎 長右工門殿  
同村 小八郎殿  
同村長百姓 三之丞殿

上樋口境証文

其元村と当村境者御札山長根境二御座候、当村此度平均御竿被入置二付、向後出入為無之証文如件

上樋口村肝煎 弥 市

寛政四年

同村長百姓 勘右工門

子六月朔日

黒坪村肝煎吉十郎殿

同村長百姓太治右工門殿

この境手形・境証文は、以前からの村境を検地がおわって手形を交換して確認するもの。慎重な村の態度がうかがわれる。この村境は山林地帯になっているので、境目をいつも関係の村ではつきりとしておかないと、山林の伐採や採草の上で、あるいは入会地の問題で、村の存立を危うくすることに発展しかねない。村は、村同士の境があつて成立するのである。

村に土地があつても、そこに住む住民がないと有名無実である。村に住む人びとは、特別な職業の極く少数の人びとを除いて、すべて身分は百姓である。極く少数の人びとというのは、神官・僧侶・修験で、普通、村には武士や商人は住まない。村は百姓の住んでいるところであり、これに対して町は藩の役所とそれに配置された武士（給人）の侍屋敷を中心として発展した給人町である。城下町はいうを待たない。この給人町のほかに、港に発達した港町や鉾山を中心

に成立した町などがある。このような町の中心となる住人は、百姓の身分の者ではなく、武士・商人・工人である。その点では、五十目村は市による商人も多数居住する村で、どちらかといえば「在郷町」の村である。

いずれにしろ、村は被支配者の住むところであつた。被支配者とは百姓（農民）である。藩はその被支配者である多数の農民が支えていた。それは、黒印御定書の文面に端的にあらわれている。武士は冬囲いも馬の飼料も百姓から徴集する。農民の支えがなければ、藩はたちまちに崩れ去る。武士の社会はたちまちに崩れる。であればあるほど農民と農村の統制は強くせざるをえない。『総村記』などの元本になつたと思われる境目奉行岡見知愛が享保一五（一七三〇）年に書いた『秋田六郡郡邑記』から関係分を抜いてみよう。

○谷地中村 二十三軒

原島村四軒 「樋下。四軒村。三軒村」

○西之野村之字 十五軒

四ツ屋村六軒 「下夕村。田中村」

○大川村 百廿一軒。川端迄一丁五十二間、舟渡川掬（幅）一丁三十六間の内。駅馬、大久保二里十二丁卅二間、虻川一里卅丁四十間、一日市七丁六間、鹿渡二里卅三丁一間、五十目一里五丁廿四間。

○石崎村 二十ヶ年以前迄郷中に肝煎相立、以後役任の者なく古江村は地形も入合の儀故、宝永三年に古江村支配になる、民家十三軒。

○小立花村 宝永七寅年小郷故浦大町支配預らる。家員七軒。

○浦横町村 民家二十五軒。

○白水沢村 宝永七寅年小郷故浦大町村支配預らる。民家九軒。

○岡本恋地村 同廿六軒。

○野田村 同廿八軒

○五十野目村野字除る 同二百九十八軒。市日は二日、七日、十二日、十七日、廿二日、廿七日。○天正頃秋田右近太夫住居す。藤原秀盛の故城可有也。

○上樋口村 郡村改迄樋口村と云、凡民家廿八軒。

山田村四軒

○下樋口村 郡村改に古江村名目改墨(黒)印給る。

○高崎村 十七軒

坊村八軒 田中村十二軒

○館越村 廿二軒

○久保村 廿四軒

○槐村新田字加らる 六軒。改曰、新田郷吟味之上墨印被止高崎の村へ可加哉。

○馬場目村 改曰、馬場野目村野字除く。支郷中村と云土民住惣名也。天正の頃安東五郎秀宗住居也。

大釈寺村十五軒 町村四十八軒 門前村七軒 小才村こざい五軒 寺庭村廿四軒 中村卅六軒 大吹沢村十二軒 坊

ヶ沢村六軒 中屋敷村十軒 水沢村十九軒 平野下村十三軒 恋地村四十三軒 杉沢村廿一軒 大琴村五軒

○中津又村 七軒。

八田村十三軒 豊口村五軒 御藏下村八軒 増田村十軒 小林村六軒 落合村十七軒 高田村卅二軒 北村

十五軒 根小屋村 元禄五申年開○同十五軒 川堤村同九子の年開○同四軒

○富田村 四十五軒

○黒土村 十六軒

○湯野又村野字除る 四十五軒

外野沢村廿軒 小川口村こがうち四軒

○浅見内村 七十五軒。山本郡上岩川村と秋田郡浅見内村境は折渡り村西野又入り通り松木沢の節台村高杉長

根伝峯切也。

小川口村四軒

○小倉村 十七軒。山本郡裡沢村と秋田郡小倉村との境ハピノ沢長根より谷地倉の西の長根迄峯分水落次第。

○山内村 廿軒。

中島村一軒 荒町村廿三軒 和田村三軒 門前村六軒 山根村五軒

○一日市村 百三十三軒。駅馬、虻川二里二丁四十六間、鹿渡二里廿五丁五十五間。

中島村七十年前以前戸村十太夫初開地○民家三十七軒

○蒲沼村 民家一日市村の内に住す。六十年前以前一日市村往還所令されたる時に移る。押切村と云有り、六十ヶ年

間前一日市村に民家移り右村入る也。寛文二年より往還に成る。

○真坂村 境は山本郡天瀬川村との境三倉鼻山峯分、ツクシ森峯分、大台山峯分、長根つたひ五倫坂迄。但同郡市

野々村と真坂村境五倫坂長根つたひ大沢の上迄峯分。

真坂新村寛永二年梅津主馬開○民家凡二十七軒

○浦大町村 山本郡市之野村と秋田郡浦大町村同横町村との郡境高岳山より北に寄峯分、并屏風長根峯の分、同大

長根峯分に候。凡家員五十二軒。

五十目村は三〇〇戸の戸数であるが、これに対して松山町の戸数は八十余である。参考までにいくつかの町村の戸数を調べてみると、湯沢四六八、増田三〇三、大曲二三五、能代一二三一、鷹巣九五、大館三六〇などで、比較して五十

目村が大きな「在郷町」として、この地方の中心になっていたことが理解できるであろう。どういっても、中世以来の六斎市や座の発展が、町場として村を発展させたもので、実力のある村であった。

『郡邑記』の村名をみると、村は現在の大字や字に相当する。特別な場合以外、戸数はせいぜいで五〇戸までである。三軒村・四軒村は、戸数そのものが支郷の村名となっている。しかし、書き出された戸数は「高持百姓」の数を指すものと思われる。「水呑」とよばれる小間居百姓は、帳簿に「分付け」されているので実際の戸数はもっと多いかも知れない。

前にも述べたが、村は藩の支配するひとつの単位であると同時に、同族团的関係「まき」を含んだ農業生産の単位でもあった。水路の手入れや修理でも水掛けでも、田植え稲刈りなどの農作業にしても、村単位でなくては一つとしてできるものはなかった。入会の問題や草飼場の問題でも、村同士の交渉にまたなければならなかった。ここから、「村八分」が最も恐ろしい制裁となる。八分にされることは、村人との交際がなくなるのではなく、用水の利用や入会山の利用ができなくなることであり、事実上農業ができなくなることであったからである。

このような村が、郷を解体した結果中世とちがった近世の村として生まれたのである。村での農民の生活は、農業生産の共同体に組み込まれた生活であった。このような村の在り方を、村落共同体という。

そこで、村は用水でも入会でも、共同体のひとりであればその利用は平等公平であった。しかし、見方によっては公平であることは、実際には大変不公平を意味する。即ち、名請地の大小やその位置に有利不利の差が、村落内では相当に大きいから、小農の場合は大高持に奉仕するような形になってしまいうからである。しかし全体的にみれば村は小農たちの生活の場であった。村の確立によって、一戸平均五石ほどの規模の小百姓の農業生産が維持できるようになった。

農民にとって生活と生産の場である村は、農民個々を村落共同体的規制に服させるが、このような内部からの統制のほかに、外部から統制して幕藩体制の社会を強力に維持しようとした。黒印御定書や「条々」や多くの禁令などが、そうした統制を具体的に物語っている。親郷制もその一つであり、郡奉行―御役屋の制度もまたその一つである。

### 村方三役

村の住民は本百姓と呼ばれる高持百姓で、これに対する「水呑」は百姓として法的には認められていない層である。こうした村の代表者が肝煎であるが、肝煎は本百姓の中から選ばれた者を、領主が任命するという形式をふんでいる。肝煎のほかに、長百姓・百姓代の村方役人があり、これを村方三役と呼んでいる。村方三役は本百姓同士の入札（記名投票）で選出される。

肝煎は現在でいえば自治体の長ということになるが、その権限ははるかに広く強いものを持っている。たいてい村の大高持の名家が選ばれ、ある家の当主が数代も続いて務める場合もあれば、二、三しかない大高持が交替で務めるしきりたりになっている村もある。肝煎の権限は次のようになる。

①年貢・課役の割当てと取立てにあたる。村を単位として割当てられるので、長百姓立会いのもとに高持百姓に割当て、百姓から集めたものを一括して納める。

②水利・土木工事に関すること。これも長百姓や惣百姓の寄合いで決定するが、肝煎の発言権は強力である。

③戸籍に関する事務。「宗門改帳」「人別帳」という戸籍を檀那寺と協力して作り、保管する。

④異変の改め・風俗取締り・消防など警察に関する事務。軽犯罪の場合は、その処分を決定する。百叩きなどは肝煎の庭で行なった。その回数をとばして数えるなどの手心を加えたものという。藩では村に二名ずつの「目明し」を肝煎の下の警察力として任命している。

⑤法人である村の名義人として他村との協約を結ぶこと。村を代表して訴訟すること。土地その他の財産を村が所有すること、質入れすること、売ることなどの名義人となること。以上の名義人・代表者としての役目と事務。残っている古文書によると入会地に関する協定が多かつたらしく、訴訟の大部分は入会地関係のものである。

⑥ 村内の訴訟の仲裁や調停をすること。

⑦ 証書の加印・証明の事務。百姓の印鑑は全部肝煎に預けておいたものらしい。

⑧ 郡方（郡奉行）から出される藩のお触れの伝達と徹底に關すること。年貢・課役の高と百姓の心得ておくべき法度をかいてある「黒印御定書」は、毎年正月に村中の住民を肝煎宅にあつめ、読みきかせるのが例であった。残っている村方文書の多くは、数多く出されたお触れを徹底させるために出した村内への文書の写しである。

〔五城目町の歴史〕

このように、その権限は村政の全般に渡っている。特に⑤では、他の村方役人とともに村の代表としてのぞむことになっっているし、その他いろいろな場合に村民の行為に対して連帯責任を負わされていたから、大きな権限と同時に強い権威をもって、村方を支配し監督していた。

年貢の割当て及び取立て、検地、土木工事、訴訟の地方的政務を「地方」とよんでいるが、肝煎の仕事の中心が地方であった。

寛文末（一六七〇年ごろ）から、肝煎の補佐役として本百姓代表の長百姓がみられるが、これは以前の「組頭」や「惣百姓代」が体制的に整備されたものらしい。高持百姓の中から筆算に達者なものを選んだが、多くても八名を越えることはない。百姓代は、百姓の代表ではない。大高持と呼ばれる大地主や中地主以上から選ぶのを例とする。肝煎や長百姓の目付として村政の監察にあたり、年貢・諸役の割当てに立ちあう。

百姓の寄合によって決定することがらは、村民全体の利害に直接關係するような重大なお触れの伝達、年貢の割当て、「郷掛り」と呼んでいる村の仕事の費用、予算・決算などの勘定、村借金、村のおきてとなる村決めの新設・改廃などである。また、付近の村むらに關係のある事務や事件のときには、それぞれの村の村方役人が集まって相談して決定している。親郷・寄郷の会議や水肝煎が招集する会合も、その一つであった。

村の事務は肝煎の自宅で行なっている。だから、その昔肝煎を務めたという旧家からは、「肝煎文書」と呼ばれる古い帳簿や書付や検地帳・人別帳・黒印御定書が発見されることがあり、当時を知る貴重な史料となっている。身近な歴史を大切にしたいものである。

肝煎の下には、「筆取」という書記役や「小走」という小使役がいる村もあつて、事務を助けていた。このような費用も郷掛りにふくまれ、村民から徴集することになっている。